

平成27年第4回京丹波町議会定例会（第2号）

平成27年12月10日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- |      |     |     |   |
|------|-----|-----|---|
| 1 番  | 坂 本 | 美智代 | 君 |
| 2 番  | 東   | まさ子 | 君 |
| 3 番  | 森 田 | 幸 子 | 君 |
| 4 番  | 篠 塚 | 信太郎 | 君 |
| 5 番  | 山 田 | 均   | 君 |
| 6 番  | 山 内 | 武 夫 | 君 |
| 7 番  | 山 下 | 靖 夫 | 君 |
| 8 番  | 原 田 | 寿賀美 | 君 |
| 9 番  | 山 崎 | 裕 二 | 君 |
| 10 番 | 村 山 | 良 夫 | 君 |
| 11 番 | 松 村 | 篤 郎 | 君 |
| 12 番 | 北 尾 | 潤   | 君 |
| 13 番 | 梅 原 | 好 範 | 君 |
| 14 番 | 鈴 木 | 利 明 | 君 |
| 15 番 | 岩 田 | 恵 一 | 君 |
| 16 番 | 野 口 | 久 之 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君						
副	町	長	畠	中	源	一	君					
参	事	伴	田	邦	雄	君						
参	事	山	田	洋	之	君						
総	務	課	長	中	尾	達	也	君				
監	理	課	長	木	南	哲	也	君				
企	画	政	策	課	長	久	木	寿	一	君		
税	務	課	長	松	山	征	義	君				
住	民	課	長	長	澤	誠	君					
保	健	福	祉	課	長	下	伊	豆	か	お	り	君
子	育	て	支	援	課	長	津	田	知	美	君	
医	療	政	策	課	長	藤	田	正	則	君		
農	林	振	興	課	長	栗	林	英	治	君		
商	工	観	光	課	長	山	森	英	二	君		
土	木	建	築	課	長	十	倉	隆	英	君		
水	道	課	長	山	内	和	浩	君				
会	計	管	理	者	谷	口	誠	君				
瑞	穂	支	所	長	川	嵩	勇	人	君			
和	知	支	所	長	榎	川	諭	君				
教	育	課	長	朝	子	照	夫	君				
教	育	次	長	中	尾	裕	之	君				

6 出席事務局職員（3名）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	西	野	菜	保	子			
書	記	山	口	知	哉				

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員・坂本美智代君、2番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

12月8日に議会広報特別委員会が開催され、広報発行に向け協議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

本町の新規採用職員研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨、届け出があり、許可したので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、梅原好範君の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本年10月、本町は行政再編後10年が経過したことを契機として、京丹波町の運用開始と同時に誕生し、今年で10歳を迎えられました子どもさんを初め、多くの関係者が見守る中で、盛大な記念式典が開催されました。

式典では、新町の立ち上げから今日までの経過が映像を通して紹介され、当時私も先輩の皆様にご案内ながら法定合併協議会の一員として取り組ませていただいたことから、感慨深

く見るものでした。

その後は、新町の運用開始以降、地域づくりを初め、さまざまな分野で多大なご貢献をいただいた皆様の表彰式が行われ、長年にわたるご尽力に対し、町を挙げての感謝をしながら、自治功労表彰、功績表彰、善行表彰が授与されました。

このような皆様のご苦勞のもとに、現在の京丹波町が成り立っております事実に対し、ここに改めまして、心からの感謝と御礼を申し上げます。

受賞されました皆様、長い間本当にご苦勞さまでした。そして、ありがとうございました。

京丹波町が誕生し、今日まで歩みを進めてきた経過には、行政の積極的な地域支援策による住民参加、むしろ住民みずからが地域の活性化を求めて活動を進めていく新しいスタイルが各地に芽生え出し、それぞれの地域にしっかりと根つきながら、大きな地域力を創出していることが、その特徴として挙げられます。

行政再編という荒波を地域として理解し、その現実を受けとめながら、本支所の地域支援室と密接に連携する活動を進めたことにより、10年が経過した今日では、地域力の結集を町内外に広く発信する各種イベントの開催、または、ふるさとレスキュー制度への参画や各地で自主防災組織を立ち上げ、地域の安心感をみずから創出していく活動が実施されるようになりました。

これらの活動は行政が従来から進めております地域活性化事業、防災対策事業、保健福祉事業に勝るとも劣らない効果を発揮しながら、各地域に受け入れられております。

そして、再編後10年の経過の中で、特筆すべきは新しい枠組みの中で何度も難しい選択をしながら、本町が求める一体感の醸成に貢献されました町内各種団体の皆様のご理解、さらに、合併直後には行政事務が混乱を極める中で、大変な苦勞をしながら、円滑な運用に努めていただいた職員さんの姿を見過ごすことはあり得ない事実として、強く認識しながら感謝するものです。

本町は、既に次の10年を目指して歩みを進めております。今日までの経過にそれぞれの皆さんが自信を持ち、今後におきましても住民の皆様が日々感じられる日常生活の満足度の維持と向上を目指し、ともに全力を尽くして取り組んでまいりましょう。

それでは、これより平成27年第4回定例会における私の一般質問を、提出しました通告書に従い行います。

まず、1点目の質問として、JR和知駅前を軸とした同地域の活性化について、町長にお聞きします。

利用者の減少に伴い無人化された町内4カ所の駅、下山駅、和知駅、安栖里駅、立木駅に

については、地元ボランティアの皆様により、清掃等の定期的なお手入れをいただいております。そのおかげさまで、誰もが気持ちよく利用できる状態に維持されております。

とりわけ、JR和知駅につきましては、長年にわたり地域の玄関口として大切に守り続けられており、駅舎内での切符販売や喫茶室の運営、さらに、駅前広場を活用し各種イベントを開催されるなど、地域住民による積極的な取り組みが継続して実施されております。

このような経過のもとで、このたび駅前周辺施設を利用される皆様、そして、同駅周辺を核として地域づくりにご尽力いただいております皆様の切実な願いがかない、駅舎に隣接するトイレの大規模な改修工事が実現したことは、大変ありがたいことであり、同駅では利用者の方々に、12月中にはきれいで気持ちよく使ってもらえる新しいトイレができますよと、声かけをしながら、大変喜ばれております。

今回、京都府による駅再生プロジェクトがJR和知駅を対象に提案され、同駅と周辺の関係者の皆様は歓迎しながら、日頃続けておられる活動の追い風になるものとして、大きな期待を寄せられております。

京都府と京都大学、そして、地域活性化団体と和知支所が密接に連携しながら進める駅再生プロジェクトの内容は、どのように捉えられているのか、町長にお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい、それじゃあ、皆さんおはようございます。今日1日、お答えしてまいりたいと思います。

まず、結論から申しますと、今言ってもらったとおり、その駅再生プロジェクトアクションプランというものを追い風にぜひしてもらいたいということでもあります。これは京都府が主体となりまして、鉄道路線の維持・確保、あるいは駅等の周辺の再生による公共交通の活性化を図るため、取り組んでいらっしゃる事業であります。

和知駅については、このプロジェクトの六つのモデル駅の一つに選ばれまして、先行的に事業の実施を行うこととなりました。取り組みを進めているところであります。

公共交通網は、住民生活にとって欠かすことのできない生活基盤であり、和知駅はその交通網の結節点として重要な役割を担っております。

また、観光推進においても、鉄道路線は大変重要な交通網であります。和知駅を拠点、町の玄関口として、長老ヶ岳の国定公園化や森の京都事業などと連携して、観光拠点としての機能を有することができるのではないかと、私自身考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） この事業に関しては、地域と和知支所のみにとどまることなく、町全域に影響を及ぼす重要な事業であるとの認識をしながら、町を挙げて強力で推進していくことが必ず求められます。

町長は本事業に向けた取り組み方針として、どのように進められていくのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 和知駅周辺は、行政機関、あるいは教育・文化施設、金融・商店が集積しております。和知駅については、和知地域における鉄道利用者の玄関口であると認識、まずしております。

そうした中で、今年度におきましては、従来の駅舎トイレの改修に合わせまして、隣接地に多目的トイレを新設し、高齢者を初め利用者の利便向上に努めているところでございます。

京都府と連携した駅再生プロジェクトの推進に向けては、和知駅の活性化、利用促進だけではなく、全町的に広域的な視点を持つことが重要であると考えております。

山陰本線園部以北について、園部一綾部間ですが、複線化を初め、列車の増発、切符のICカード化の実現など鉄道環境の充実に向けて、京都府を初め、京都丹波基幹交通整備協議会というものがあるんですが、京都丹波基幹交通整備協議会の山陰本線京都中部複線化促進協議会とともに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） JR和知駅前の商店街では、長年駅前商店街として地域に愛されながらも、日常生活を取り巻く環境の大きな変化により、やむなく閉店との苦渋の決断をされるお店が後を絶ちません。子どもの頃からなれ親しんだお店の閉店を知らせるチラシを見るときには、何とも言われぬさみしい気持ちに襲われます。

しかし、そのような現状にありながらも、この地に住み続ける皆様は、何とかせなあかん、その熱い思いを持ち、息の長い活動を続けられております。

駅トイレの改修に続き、この駅再生プロジェクトが今日までご尽力をいただいております皆様の地域を思いやる温かい活動に対し、行政が示すお手伝いとして十分に作用するよう、町を挙げて取り組んでいただくことの必要性を、いま一度申し上げておきます。

次に、2番目の質問として、縦貫道接続後における既存道の駅利用者の推移と課題について、町長にお聞きします。

本年7月には京都縦貫道の接続が完了、そして、本町が一大プロジェクトとして建設を進めてまいりました「京丹波 味夢の里」の運用が華々しく開始されました。

縦貫道が開通した日には、本町の新しい玄関口からお越しいただいた皆様に、和太鼓演奏を披露しながらお出迎えし、ご協力いただきます地元の皆様により、つきたてのお餅を振る舞い歓迎するなど、町を挙げてのお祝いムード一色に包まれました。

新しい施設の運用面についても想定を大きく上回る活況が今なお継続されており、商品を納入されている町内業者の方は、まさに寝る間もない忙しさに、うれしい悲鳴をあげておられます。

近年、町内の多くの業種で慢性的な不況が続いている中で、限られた業種とはなりますが、本事業が町内業者に対して大きなビジネスチャンスを提供したことは、誰もが認めるものです。

しかし、一方では開通前より3カ所の既存道の駅「丹波マーケス」、「瑞穂の里・さらびき」、そして「和」での、通過車両の変動による影響が危惧されておりました。

接続完了後、約5カ月が経過する中で、それぞれの施設の利用者数と売上は、現在どのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都縦貫自動車道の全線開通後の10月までの利用者の推移ですが、「丹波マーケス」が前年比13%減、「瑞穂の里 さらびき」が前年比17%増、「和」は前年比24%減となっております。

また、売上は「丹波マーケス」が10%減、「瑞穂の里・さらびき」が13%増、「和」が22%減となっております。

「丹波マーケス」、「和」につきましては、国道9号、27号の開通後の交通量減少に伴って利用者が減少していると考えております。「瑞穂の里・さらびき」につきましては、京丹波みずほインターチェンジの開通によりまして、173号線の交通量増加により、利用者の増加になっているというふうに考えております。

10月に入りまして、「丹波マーケス」、「和」の利用者及び売上は、前年比8%減程度まで回復しているということをお聞きしております。

この回復傾向は一時的なものかどうかも含めて、今後の推移を見守るとともに、町民の皆さんの日常生活を支え、皆さんに親しまれ、利用いただける施設として、いわゆる地域密着型による運営が重要であると考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 本町を縦断する交通網の整備完了に伴い、環境変化や施設利用者の

ニーズに迎合する対応は不可欠なものです。

既存道の駅では、当然そのような現状を認識しながら、新たな取り組みを模索し、実行する努力をされているものと考えますが、今後は町内における循環についても、一つの選択肢として取り組むことが求められます。

本町では、町営バス運行事業を通じ、スクールバス運行に加え、欠かすことのできない町民の移動手段確保、そして買い物弱者対策として、町内各所を連結しながら巡回させる町営バスの運行を実施しており、加えて買い物バスの実証実験にも取り組んだ経過があります。

そのような経過のもとで、現在、既存道の駅を経由する運行路線はどのように設定されているのか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内12の路線につきましては、スクールバス機能を取り入れる中で旧町ごとに学校近くや集客施設などを町営バスの発着拠点として位置づけております。その区間に各停留所を配置しております。

具体的には、丹波地域は京丹波町役場と「丹波マーケス」、瑞穂地域は桧山駅、和知地域は和知駅を発着拠点として、これらの各地域、各集落を結んでおります。

道の駅を経由する路線の設定につきましては、道の駅「京丹波 味夢の里」は町の地域振興拠点施設または道の駅「丹波マーケス」は、先ほど申しましたとおり、発着拠点として位置づけております。道の駅「瑞穂の里・さらびき」は、小野鎌谷線で道の駅前の町道中台皿引野線に停留所、道の駅「和」は、才原大簾線で、須川橋として由良川を挟んだところに停留所をそれぞれ設けております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 町営バスの運行形態については、利用者の利便性や要望に配慮しながら、幾度も柔軟な見直しが行われた結果、今日までの所管課の努力により、ほぼ完成した状態にあると認識しております。

それを踏まえた上で、生活環境や交通環境が変化していく中、住民の買い物機会の提供、町外からの鉄道利用による道の駅来場者などへの対応として、道の駅「和」の利用者増に向けた対策を求めますが、町長の考え方をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域住民の買い物とか町外からの観光などに対応するために方法を検討し、その実現に向け所要の手続を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 町長のご理解に対し、感謝を申し上げます。

そして、所管課、車両を運行いただく運転手の皆さんには、大変ご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。

こうして、町全体で見守っていくべき道の駅ではありますが、その前提として、施設自身が厳しい企業努力をすることは言うまでもない必須条件となります。

そのような中、「瑞穂の里・さらびき」では、お客様に気持ちよく施設を利用いただくため、役員の方みずから、早朝のまだ暗い時間から、竹ぼうきを手に落ち葉掃除をされる姿を拝見し、その真摯な姿勢に感心させられながら、周囲を見渡すと、同様に黙々と作業される大勢の職員の皆様がおいでになりました。

私は、施設を取り巻く環境変化による影響への支援策のみを訴えるのではなく、このような地道な努力を認めた上で、行政の行うべき支援のあり方を求めたいと考えております。

町長は、支援のあり方について、どのような意向を持っておられるのか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 支援の方法はいろいろあると思うんですけど、一義的には地域やったら区長さんとか、要望してくださいという率直に申し上げております。各事業者からの要望についても、担当課を通して相談があって、私の判断を求められるときには、私が一定指示というのか、判断するんですけど、今言うてもらったように、私もどっちかいうたら朝型人間でして、各関係する事業体はできるだけ回らせてもらったりしてるんです。

そうしたときに、今言うてもらったような11月23日が勤勞感謝の日で、私も一番好きな祝日なんですけど、「瑞穂の里・さらびき」の、一般的に言うたら出荷者協議会ですけど、農産物等販売部会というのがあって、そのお祭りを催されました。感謝祭ですね。その際私も招かれて、お祝いを言えということですけど、激励にまいりました。あるいはお礼を申し上げたということなんですね。

その際、梅原議員さんもおっしゃっていたような縦貫自動車開通後、ただ三つ道の駅があったうちの一つだけが業績が伸びていると、そのことを謙遜されて、通行量が増えたさかいやって、こう言うてはってんけど、いや決してそうじゃないですよと、管理会社の役員さんやさかい名前は言いませんけれど、大がらな人がちりとり持って、手ぼうき持って一生懸命朝早くから清掃にいそしんでいらっしゃる。そして、生産者みずからも一生懸命丹精込めて

商いに励んでいらっしゃる、そうした相乗効果が業績向上につながったんであって、単に何ぼ通行量増えたさかい言うたって、なおざりにしとったらとてもああいう結果にならないというふうに私は思いました。そうしたことをそういう農林生産物等販売部会の方にはなむけの言葉として贈ったという、それは激励になるのかなというふうに認識しております。

なお、民間のそのとき太陽テントのところに、正式名はさておき、太陽テントの玄関を通ったんですけれど、これはまあ私と同じ和田の松岡健一さんが同じように掃除していらっしゃるということも目の当たりにしました。こうしたことで京丹波町全体が活性化しているもんだと、そういう認識でいることを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） それでは、最後の質問として、旧町時代の平成4年から土砂の搬入が開始され、平成23年に当初の計画を早期に繰り上げ受け入れを終了するまで、地域の深刻な懸念とともに旧町から引き継がれた大倉ヒヨ谷開発事業については、寺尾町長就任後には本町の抱える最重要課題としての認識のもとで、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、即座に土地開発公社からの土地買い戻しを行い、その後の積極的な誘致活動のもとで、住民の意向に基づく大規模太陽光発電施設として民間事業者に貸し付けをし、今日まで運用されております。

過去の経過に疑問を持ち、硬直した感情を持たれていた地域の皆様と、連日、膝をつき合わせての真剣な議論の末、地域の皆さんとともに導かれた方向性は、間違いのないものであったと高く評価をするものです。

以降、今日まで一定の期間が経過した現在、長きにわたりご心配をおかけしていた地域の皆様に向けた事業の経過報告、そして、塩漬け土地の解消がかなった成功事例としての事業総括をお聞きいたします。

まず、造成工事の途中段階、あるいは盛り土の成形計画策定時には、同埋立地における災害の発生を予見するような声が多数発せられ、周辺地域に深刻な動揺をもたらした残念な経過があります。

同埋立地の造成工事完了後も、本町では短時間集中降雨による甚大な被害が多数発生しており、平成25年には住宅被害67棟を含む962カ所が災害にあい、翌平成26年には住宅16棟を含む99カ所の災害が、町内各所で発生いたしました。

本町では、この2年だけを見ても、約1,000件を上回る災害が各地で続出した状況の中で、同埋立地における被災状況はどのように把握されているのか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これ、一つの課題土地であったと思うんですけど、これからも慎重に見守っていかんなんというまず認識の上で、平成25年3月に大倉ヒヨ谷に大規模太陽光発電所が稼働しました。

平成25年には大雨を伴う台風18号がまず来襲しております。平成26年、台風11号などによりまして、町内で災害が多発しました。本事業地内においては、河川も含めて被災箇所はなかったということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 災害を想定し、その対応を模索する中で、絶対はあり得ません。しかし、このような事実経過に基づいた正確な評価は、地域にしっかりと広報するべきものと考えております。

先に申し上げましたように、跡地の利活用については、地域の皆様が示された意向を十分に反映し、太陽光発電事業者への町有地貸し付けが決定されましたが、運用開始後における地域と事業者との関係、そして所管する和知支所との連携は、現在円滑に運用されているのか、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 太陽光発電事業者においては、地元大倉区に事業者としてつき合いをしっかりといただいているところです。

発電事業における近隣の整備や設備の変更などがあつた場合においても、和知支所が窓口となりまして、地域と事業者の連携を図り、運用しているということでございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 旧町から引き継ぎ、後の町政運営に重くのしかかっていた先行取得用地については、再編後10年が経過した今日、総額約23億円にも膨張していた負の遺産、その全てが解消されました。引き続き、今後においては買い戻した土地の有効利活用が求められる中で、同埋立地については地域と行政が手をたずさえ進めたことにより、解決が導かれた象徴的な成功事例として評価されるべきと考えます。町長は、本事業についてどのように総括をされているのかお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 太陽光発電事業の実施においては、事業の採算性、あるいは災害被害といった心配の声もあつたわけですが、地元、事業者、町が意見交換を行いながら事業化を

図りました。問題解決につながったなというふうに現状思っております。

一に、地元の皆さんのご理解ご協力がまずあったということ、そして関係者の皆さんの本当にご指導も含んでご協力もありました。いろいろな形が結集して一つのよい例になったというふうに喜んでいるところであります。以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） 東日本大震災の発災を契機として、全国的に沸き起こった電力不安に対し、本町が住民の安心・安全感の創出に向け、指し示すべき一つの方向性として、大規模太陽光発電施設の誘致成功と、その後における良好な運用状況、さらに、森の京都構想に基づく木質バイオマスエネルギー活用計画の推進が上げられます。

これらの事業が広く住民に理解され地域に浸透させるためには、モデル地区としての整備とともに、町内外に向け目的と効果をしっかりと情報発信していくことが必要と考えます。

バイオマスエネルギー活用事業等を推進しながら、町全域に安心感を創出させるため、今後進めていく町長のまちづくりについて、その構想をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 構想の一つとしてお答えしたいと思うんですが、木質バイオマスエネルギーの活用ということがあります。森の京都木質資源活用エリアとして、現在、実施設計に入っているんですが、市場・大倉地区における地域熱供給システムの取り組みを進めております。

具体的には、チップボイラーを設置しまして、熱導管により、特別養護老人ホームの長老苑の給湯と暖房、わちエンジェルへの暖房用にその熱を供給していきたいと考えております。

この取り組みをモデルとして確立させまして、民間の理解も得ながらほかの地域の特徴に合ったエネルギー活用の展開も検討していくこととしております。

また、この取り組みに加えまして、本町のあらゆるバイオマス資源の持続的な活用を検討し、エネルギー・環境・産業・コミュニティを柱にしたまちづくりを目指すべきと考えておりまして、今年度から京丹波町バイオマス産業都市構想の策定に取り組んでおります。

これらの推進に当たっては、行政だけでなく、地域住民、あるいは民間事業者の協力、さらには参画が不可欠となってまいります。適時、広報等により理解を求め、適正に実施していくことで、地域の再生可能エネルギーを活用した安心安全なまちづくり実現に努めてまいりますと考えております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） これまでの再編後、10年間には、行政の継続性といわれる呪縛が

多く存在しましたが、現在では多くの分野ですぐれたものはさらに向上させながら継続し、また、あしきものについては、見直しを行う姿勢が顕著にあらわれるようになりました。

冒頭に申し上げたように、今日の一体感醸成の背景には、町内、各種団体の皆様が、苦勞しながらも、合併したんだから旧町間の垣根は少しでも低くしなければいけないと取り組んでいただいた経過が確実に存在いたします。

今日まで、町内全ての組織と団体がこうした方向性を持ち、大変なご苦勞をされたからこそ合併10年が迎えられるにもかかわらず、今なお旧町間のあつれきを再認識させるような話が聞こえてくるときがあり、まことに残念に思いながら、憤りを覚えるときがあります。

私は、合併協議の末席で、各分野の先輩の皆様のご意見をお聞きしながら、新町立ち上げの議論に参加した経過に責任を持ち、今日までみずからの町の一体感醸成に努めていただいた、各種団体の皆様、そして、新町の運用開始直後から大変な苦勞を続けてくれた職員の皆さんとともに、よりよき京丹波町のまちづくりを目指して、取り組みを進める決意を申し上げ、私の一般質問を終わります。

皆さんありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで梅原好範君の一般質問を終わります。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 平成27年第4回定例会における山崎裕二の一般質問を始めます。

4項目起こしております。

まず1つ目に、街灯のLED化と町街灯設置補助金について質問をいたします。

昨年度街灯設置補助金の交付を受けて、37の区で168カ所の街灯の新設取り替えが行われています。つまり、全体の4割以上の区などで、1区当たり平均4.54カ所の新設ないしは取り替えがあり、補助金事業の決算額、158万5,000円より、1カ所当たり、平均9,434.5円。1区当たり平均、4万2,837円の補助金が交付された計算になります。このうち、光源に消費電力の少ない高輝度の発光ダイオード、LEDを採用した安全灯（以下、「LED街灯」とします。）への補助金の交付は何カ所分で、額は幾らであったか、町長、お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年度LEDを採用した器具に対しての補助金は、168基、158万5,000円であります。新設、更新にかかわらず、全てLEDを採用されました。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 2つ目ですが、平成18年4月に施行した街灯設置補助金交付要綱は、25年4月に一部条項の追加を行いました。この改正点は1点のみです。

第2条、前条に規定する経費は、国または地方公共団体の管理する道路等のほか、区が必要と認めた箇所を照明する安全灯を設置する事業（以下「事業」）に要する直接経費（以下「設置費」という。）とし、ここが、以下が追加があった部分ですが、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。ただし、既設安全灯の撤去及び処分に係る費用を除いた経費とする。

新規に設置するもの。既存の安全灯から光源に消費電力の少ない高輝度の発光ダイオード（LED）を採用した安全灯に取替えるものとし、LED街灯の新設と取替えを補助対象に加えました。この意図は何か町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 当時、電力需給が逼迫しておったということで、省エネルギー化への機運が高まっていたことから、LED街灯への取替えを新たに補助対象とすることで、省エネルギー化を推進することとしたということです。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 改正当時、今よりさらに安くなかったわけですが、第3条の補助金額などについては手つかずのままでした。同要綱の第3条によると、町長は設置費合計の2分の1の額から、1,000円未満の額を切り捨てた額を予算の範囲内において補助するものとする。ただし、当該設置費合計が10万円を超えるときは、その額を上限とする。

2つ目として、同一年度における、同一の区に対する補助金の合計額が5万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、その額を限度として交付するとあります。

第3条より、各区に広く、平たく配分する制度設計であると演繹できます。

しかし、この点は、逆から見ると、補助金を受けたとしても、その交付額の年間上限は5万円であり、箇所数が増えるほどさらには一般的にまだ安価とは言えない街灯のLED化を早期に促進するほど区の持ち出しは増えることになると察します。

日進月歩の分野で、普及価格帯が下がってきているとはいえ、従来の蛍光灯などの街灯に比べ、まだまだ決して安価とは言えません。両者の普及価格帯を比べると、何倍かの差があるというふうに考えます。

新しくなった要綱でも、改正がなかったため、区内の検討段階などで、街灯のLED化の早期推進をちゅうちょしたケースもあるのではないかと察します。

そこで3つ目ですが、一部条項追加段階で、LED街灯は、従来型の安全灯、水銀灯、蛍光灯と比較して、価格差が看取できたと察するにもかかわらず、同要綱第3条の補助金額などの見直しを行わなかった理由はなにか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要綱改正前の平成24年度におきましては、新規設置される街灯の半数近くがLEDでありましたので、補助対象限度額を考えながら各区において有効に活用いただきたいと考えております。このことから、現在使えているものを捨ててまでLEDにつけ替えるのではなく、老朽化して更新が必要なものから順次取り替えられるものと考えております、その取り替えのタイミングにおいて、LED化を後押しさせていただくこととしたものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 第1条の規定、町長は、区（集落の自治団体をいう。以下同じ。）が交通の安全、犯罪の予防その他公共の秩序の維持を図るために行う街灯（以下「安全灯」）の設置事業に要する経費に対し、この告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するとあります。これを引用するまでもなく、交通安全、犯罪予防などの住環境維持、さらには空き家への増加への対応において、各区における街灯の適正な維持管理方策の重要性は極めて高いと評価できます。

また、今後、区の高齢化などと相まって、長寿命化、長寿命省電力による維持管理コストの節減などを目指して、第2条2にある街灯のLED化は必然的にますます進むと考えられます。今も、その傾向が顕著にあらわれているというふうに思っております。ネックになるのは、1カ所当たりの高価格に及ぶ初期負担です。街灯のLED化を現状の補助金との兼ね合いで考えると、仮に60カ所区内に対象があったとし、補助金を最大限活用していった場合、毎年4カ所ぐらいの進捗となり、20年、30年近くを要することになります。超長期的なスパン過ぎて、現実的な事業計画からかけ離れることを理由に、頓挫してしまうのではないかと思料します。

また、関西電力への公衆街路灯種別変更などの申請において、同方式の街灯の場合、オンラインで一括申請が可能となり、事務手数料などが圧縮できるといった効果もあるようですが、長期になるほど事務が煩雑になるばかりでなく、経費もかさみます。

そこで、4つ目ですが、高齢化、空き家増加への対応、さらには超寿命、省電力による維持管理コストの節減などを目指して、街灯のLED化を一層推進していく必要はあると評価

する。並行して、街灯設置の趣旨として、同要綱第1条に交通安全、犯罪予防ほか、公共秩序の維持を図るために規定するのであれば、特にLED街灯設置のコストなどを綿密に勘案した見直しを行い、現実的・機能的な補助のあり方に切り替えていくべきと考えるが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一度に更新すれば、今年度において同様の経費が発生します。1年限りの補助金ではありませんので、計画的、継続的に整備いただければと思っております。

また、限られた予算をできるだけ多くの区で活用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 5つ目ですが、環境省による地域におけるLED照明導入促進事業、28年度の要求額として、多いのか少ないのか16億円とあります。活用に向けた構えや備えなどの検討は行っているのか町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、平成28年度の地域におけるLED照明導入促進事業というものがあります。現在、資料としては、国の予算概要等は示されているんですが、交付規定とか、実施要綱につきましては、今後提示されるということになっております。

町全体として大規模な取り組みとなることから、今後、本町の状況や、補助事業の内容を研究し、検討することとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 2つ目、就学援助制度について入ります。

就学援助制度に関しては、半年前東議員から一般質問がありました。今回も東議員も一項目起こされております。私からも何点か質していきます。

就学援助の制度の根拠は、学校教育法第19条、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。求めることができます。

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と、それに準ずる程度に困窮している人と、市町村、教育委員会が認めた者、準・要保護者を対象として、各市町村によって就学援助が実施されています。実際、就学援助される内容や方法、援助額も市町村によってまちまちで

す。この点を明らかにしようと思って、府内26市町村の一覧表を作成すべくインターネット検索を始めましたが、挫折しました。

ウェブサイトによる情報公開がない市町村があり過ぎて、体をなさない、ほかの方法をミックスしないと完成しそうにありませんという状況にありました。図らずも、そのときに町教育委員会の情報公開の度合いを知ることになりました。しっかり公開してありました。

そこで、疑問だったのが、文部科学省の就学援助ポータルサイト内の26年の就学援助実施状況、市町村別実施状況によると、町の就学援助の周知方法として、教育委員会のホームページに制度を掲載、先ほどもちょっと言いました、及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付、ここに私持ってきてますが、今年の4月8日付、始業式の日になるかと思いますが配付、そして、1週間後ぐらいには提出をするというふうなものになっております。毎年配られております。書類を配付などが未実施との回答であると、これ回答の相違、誤りはなぜ生じているのか、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 就学援助制度の周知の方法につきましては、文部科学省が調査をされまして、平成26年度市町村の就学援助実施状況としてホームページで公表されているところではありますが、その内容と本町の実態が違うのではないかとご質問でございます。

本町では、就学援助制度の周知につきましては、本町教育委員会のホームページに掲載をいたしまして、毎年度進級時に児童生徒に案内を配付するとともに、入学時にも案内の配付を各学校に依頼をしているところでございます。

文部科学省の調査では、これらが未実施となっておりますのは、回答漏れをしていたことによるものであります。今後は、慎重に回答をしてまいりたいと存じております。なお、平成27年度と同調査におきましては、訂正をしたところです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、教育長からありましたように、この前、PTAの会長として、新入学生の保護者説明会に行ってきたときに、今年の版ですがということで、新入学生の児童保護者さんに同じような案内が配られたという経緯がありました。今、お答えいただいたところであります。

9月の決算委員会の質疑で、就学援助に関して給食費未納との関連で質問したのを皮切りに、私を含め、何人かの議員からやりとりがありました。

まず、町の現状を確認します。26年度の就学援助率は、小学校で12.48%、中学校

で17.84%、全体では、14.57%になるかと思えます。

内閣府平成27年版、子ども若者白書の第3章、第3節、子どもの貧困によると、24年度ですが、受給率は15.64%とあり、全国平均とほとんど大差を認めることができない状況です。ちなみに、町の就学援助費は、1,050万9,412円で、その内訳が、小学校児童数合計625人で、460万7,958円。中学校生徒数合計398人で、590万1,454円です。

また、決算委員会の質疑で感じた町の就学援助の課題としては、学期末ごとに給食費の実費相当額を就学援助で受給していたにもかかわらず、5年間の長期にわたって、給食費未納の世帯があったことです。言うまでもなく、就学援助は児童生徒の教育や学習を助けるものです。適正な取り扱いが公平性や有効性の観点からも重要になってきます。この点を解決する方法として、学期末ごとの給食費の実費支給ではなく、給食の支給をもって援助に変える、いわゆる現物支給とすることはできないかと提案しました。その際、今後研究していくとの答弁でした。提案したものの、現物支給という運用に問題はないか。確認の必要性を感じ、調査を進める中で、京都市を初め、たくさんの市町村で現物支給での援助を実施していることを知りました。

そこで、2つ目ですが、就学援助費受領世帯の給食費未納を未然に防止し、児童生徒の教育学習環境整備改善につなげていくため、給食の支給をもって就学援助を行う、いわゆる現物支給へ変更することはできないか、教育長、お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 就学援助制度におけます学校給食費の現物支給については、定例教育委員会におきましても、議論をいただいたところでところでございます。

その結果、就学援助制度の趣旨からも、学校給食費と、通学費については、現物支給をすすめる方向とし、来年度実施できるよう準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 私の一般質問の中で、教育長にする最後の質問になります。

さらに、ぜひこの援助を内容に追加すべきと痛感するものがありました。それは、眼鏡、コンタクトレンズの購入の助成です。視力の低下により、黒板の文字などが不鮮明になると、その後の学習に極めて大きな支障を来します。先行事例では、1万円とか、1万2,000円とか、1万5,000円とか、1万8,000円とかといったような上限を設けて援助しているケースが多いようです。

3つ目ですが、近視、遠視、乱視などにより、黒板などの文字が不鮮明になってくると、学習に極めて大きな支障を来すことになる。就学援助の観点から上限を設けつつ、眼鏡、コンタクトレンズ購入に関する補助を追加することはできないか、教育長お答えください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本町の就学援助につきましては、国の示します就学援助制度の支給項目を基本として実施をしているところでございます。眼鏡やコンタクトレンズの購入に関する援助は、国の支給項目には含まれていない状況です。今後、国や他の市町村の動向等を注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 続いて、3つ目ですが、地域おこし協力隊活動の拡充について質問をいたします。

篠塚議員より1年前の26年第4回定例会の一般質問において、地域おこし協力隊受け入れ事業に取り組むべきとの提案がありました。その際、今年度中に先進地視察を行い検討したいとの答弁があり、およそ50日後の1月末だったと思いますが、2人の第一期協力隊員の募集が始まりました。観光振興及び地域の情報発信にかかる活動での募集でありましたが、具体的にどこの先進地視察を行い、どのように参考としたのか。また、募集に至るまでのおよそ50日間の視察以外での検討の詳細はどうであったか。町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域おこし協力隊につきましては、昨年度当初から検討を始めました。その中で、今年の2月には、実績のある岡山県美作市、西栗倉村を視察したところでは、

西栗倉村では、3年の任期終了後、独立採算で事業経営を目指していく起業型と、森林組合など地元の事業者に所属し、新しい取り組みを見い出していく就職型を採用しております。

京丹波町においては、西栗倉村の就職型を参考に、町外者からの視点による、地域の観光振興、あるいは情報発信を目的に募集を行ったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、美作市とありましたが、ちょうどこの前読み終わった本の中に、21歳の大学生が大学を休学して、法政大学やったと思いますが、地域おこし協力隊に、美作市、飛び込んだと、そして、今もそこに生活をしているというような話の新書がありました。ちょっと今、話の中で思い出しました。

2つ目ですが、第1期の協力隊員2人に生活の拠点として、町が用意した住居の形態とその住居選定は何を基準にしたのか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 住居につきましては、空き家の活用を想定していたんですが、住居地と勤務地の距離など条件に合う物件がなかったために、今年度については、隊員の希望により、民間の住居と町営住宅を選定したところです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 女性隊員の方は小さいお子さんもいらっしゃいますし、男性隊員の方は、この前結婚されたようでありましたので、また住居形態とかも必要に応じて変わってくるのではないかなというふうに短い期間ではありますが思っております。既存の賃貸物件や、空き公共施設などを単に貸しやすいからとか、貸せる状態にあるからといった理由で宛てがうのはもったいないというふうに思います。

まずもって空き家バンク制度なども結びつけたのか気になっていました。地元の方とつぎ合いのきっかけとなり、地域の魅力を実感できる空き家がたくさん眠っている。種々の交渉や、手入れも必要でしょうが、そうした努力は地域にとっての課題を一つ解決した貴重な共通体験となったり、応募してくる協力隊員にも地域の熱意などが必ず伝わると評価しています。

そこで、続いて3つ目ですが、隊員の給与及び活動費については、個々の受け入れ自治体によって異なり、詳細は受け入れ自治体の予算によって決まります。町では月額基本賃金は16万3,200円。期末手当、通勤手当あり、社会保険加入での募集でした。

中でも、隊員活動費については、協力隊としての活動に要する直接的な経費のほか、研修会の参加費、住居費、車両代などに充当できます。なお、総務省からは報償費等として、200万円。ただし、本年度から報償費等については250万円まで支給可能。活動費として200万円を上限に隊員一人当たり年間400万円の財政支援措置が講じられています。

そこで3つ目ですが、隊員みずからが地域おこしなどのために企画し、実行した活動の中で、特別交付税の隊員活動費上限200万円が充当可能なものはあったか。

または、隊員を主体として既に構想は膨らんでおり、実行待ちの段階にある活動はあるか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方交付税措置の対象となるのは、おっしゃったとおり隊員の人件費、

ほか活動に要する経費であり、車両の借り上げ費や消耗品、研修事項に係る経費などに充当しております。

また、これまでの隊員みずからが企画、実行した活動につきましては、観光振興では、観光施設を活用したときめきツアー、あるいは、KBS京都、森脇伝説への出演、地域紹介など、またケーブルテレビによる情報発信では、地域おこし協力隊のサロン紹介コーナー、突撃レポートなどがあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、言っていた森脇伝説など私も見させていただきました。

隊員活動費は、あらかじめ予算計上が必要で、予算計上がある場合もその利用範囲や利用方法について、事前の説明が不足するとの意見もあります。

活動期間中の相談体制も大切です。協力隊の重要な目的は、言う間でもなく地域おこしです。活動が地域おこしにつながっているか。定期的な活動内容の振り返りが肝心と考えます。そして、その判断には、関係者から幅広く意見を聞くことが欠かせないと考慮します。単に、イベントの集客数など従来からの基準や数値指標にこだわらず、隊員自身の成長、任期後の糧になっているかも重要なファクターとして共有してもらいたいと願っています。

隊員には、独自の視点からの発想とスピード感を求める一方で、職員には仕事しやすい環境づくりをサポートすること、隊員活動を十分にバックアップしていくことが求められます。隊員は、決して職員のお助け隊ではありません。今までの人生を変え、一念発起の気持ちで町に移り住んできているということを忘れてはならないと指摘しておきます。

4つ目ですが、先ほども森脇伝説とかいろんな隊員活動をやっているという話がありましたが、南丹市の地域おこし協力隊、10月早々の赴任だったと思いますが、赴任早々協力隊による団体フェイスブックなどを立ち上げ、かなりの頻度で隊員としての活動や気づき、市の魅力を発信しています。個人としてではなく、隊員としての日々の発信は、どのように行っているのか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 観光振興では、食のキャラクター味夢によるツイッター、あるいは、フェイスブック、情報発信ではケーブルテレビ自主製作番組において積極的に発信に努めているということです。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 味夢を使ったキャラクターを使ってやられているのかなというふうに

は思っていたのですが、今合点がいきました。

町を歩いて回っていて肌で感じるのは、空き家と耕作放棄地の増加です。長らく人の手が入っていないと思われる空き家には独特の空気の感があり、全体的に湿った印象を持つことが多かったです。耕作放棄地も独特の草の茂り方でぺんぺんになっています。

そこで、10名を超える規模で旧小学校区を対象とした地域おこし協力隊の大量増員ができないかというふうに思っています。

先にも確認しましたが、幸い隊員には、一人当たり年最大400万円が特別交付税で措置されます。活動費で空き家の管理に係る機材、さらには耕作放棄地の再耕に係る農業機器などの購入もできるはずで

さらに、空き家の管理ノウハウや農産物の収穫、協力隊が収穫したふるさと産品と銘打ち送付するなどがふるさと納税と循環的にコラボするのではと施策を巡らせています。そして、それらのミッションが町からの隊員報酬とは別の収入減にもつながらないかというふうに思っております。

例えば、iJAMPの7月の記事に、福岡県大木町ふるさと納税特典で、空き家清掃とあります。ちょっと紹介します。

福岡県大木町は、ふるさと納税のお礼として、空き家となっている納税者の実家や親せきの家などの清掃、手入れを行うふるさとの家お手入れサービスを追加し、受け入れを始めた。清掃などの業務は、同町シルバー人材センターに委託すると。サービス内容は、寄附額に応じて1から5回の3段階で実施、玄関口や庭の清掃、手入れ作業1回と納税者への作業内容と家屋の外観状態の報告などを行うと。一回の作業時間は、5時間相当とすると。

ふるさと納税の入金確認後、企画課が納税者の連絡先などをシルバー人材センターに通知し、同センターが納税者と対象家屋の作業日程などについて打ち合せを行うと。企画課の担当者は、注目度が高いふるさと納税制度に着目し、お礼として従来の産品に加え、空き家対策につながるサービスを始めることにしたと話しています。

また、10月6日の岐阜新聞に、岐阜県各務原市に、各務原市空き家の管理特典にふるさと納税で県内初とあります。概略だけ紹介しますと、岐阜県各務原市は、5日ふるさと納税の特典に空き家や墓地を点検清掃するサービスを加えたと発表したと。市外に転出した後、市内に残した親が福祉施設に入所したり、亡くなったりして管理に困っている人たちのニーズに答えると。空き家の放置が全国的な問題となる中で、ユニークな取り組みだというふうに紹介があります。

市企画政策課は、空き家や墓の管理とふるさとのためというニーズは合致すると。空き家

が荒れてしまうことを未然に防ぐことにも期待していると話しています。

このように、管理のお願い先としては、シルバー人材センターが有力候補なのですが、町では草刈りなどをする会員が減少傾向で、人手不足にあると聞いています。ピーク時の依頼では、一、二カ月近く待ちといったようなこともあるようです。

そこで5番目ですが、地域旧小学校単位ごとの希望を把握した上で、就業定住促進とミックスさせながら、空き家管理や耕作放棄地の再生などを活動内容とする協力隊の大量増員を募っていく考えはないか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き家の活用や耕作放棄地の再生は本町にとっても重要な課題であります。

ところで、隊員さんは単に地域の作業員、あるいは労働者という立場ではなく、3年後を見据えた自立定住を求めて行くものでして、京丹波町の課題解決に向けて隊員さんを募集するという事について、慎重に検討したいという思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 3年後の起業ないしは就業のことは、かなり重要になってくるかと思えます。これをやっぱり考えた上で、いろいろただ単に来てもらうのではなくて、3年後につながるようなことを考えて募集するといったことが大事になってくるかと思えます。

4つ目ですが、経常収支比率の分母、経常一般財源等について質問をいたします。

経常収支比率は、財政の弾力性を知る指数として非常に重要かつ有用な指標です。ご承知のように、経常収支比率は分母を経常一般財源等、分子を経常経費充当一般財源等で計算します。分母の経常一般財源は、経常と一般財源に分解されます。

経常というのは、臨時的ではないという意味です。例えば、家計で言えば給料が経常的なもの、家などを売ったときの収入が経常的でないものと言えます。

また、一般財源というのは、自治体の意思で用途を決められる財源を言います。対義語は特定財源で、特定事業に充当する国からの補助金などがこれに当たります。家計で言えば、給料が一般財源、会社から支給されている定期代が特定財源に当たります。

簡単に分子についてもおさらいしますと、経常経費充当一般財源は、経常経費と充当と一般財源に分解できます。経常経費のうち、一般財源を充当している部分の金額ということになります。経常経費とは、毎年かかる経費で、例えば、職員の人件費などが該当します。家計で言えば、家賃が経常経費、会社から家賃補助がある場合は、家賃補助をひいた部分が経

常経費充当一般財源になります。

まとめると、経常収支比率は、毎年入ってくるお金のうち、毎年出ていくお金がどれくらい占めているかを示す割合ということになります。この割合が高くと、毎年のほとんどの収入が決まったことに消費されていることになります。

このような状態を財政が硬直化していると評価しています。町や村では、経常収支比率は70から75%以下が望ましいとされていますが、現状では、投資的な経費の費用の確保というよりも、経済的な変動への備えを持つことや独自の施策の実現のために余力を持つという意味合いが強いのではないかと察しております。

経常収支比率は、非常に便利な指標なのですが、いろいろな情報が総合され加工された指標なので、予算書、決算書との関連がつかみにくく、どこかべールに包まれたような感じがしています。

そこで、今回は特に経常収支比率の分母について質していきます。まず一つ目ですが、来年度以降合併算定替に伴い、経常一般財源等の7割前後を占めている普通交付税が段階的に減少していくことになると。この点を踏まえた、経常収支比率の分子である経常経費充当一般財源の削減に向けた計画はどうなっているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 歳出における経常一般財源につきましては、人件費、公債費、繰出金等が主な経費となっているわけですが、いずれの経費につきましても、今後大幅な削減は見込みがたい状況にあります。

さらに、物件費等につきましても行政サービスの向上や消費税率の引き上げ等に伴い、増嵩している状況にあります。今後の財政状況の逼迫を見据え、これまで以上の削減努力を続けてまいりたいと考えております。

合わせまして、歳入におきましては、特定財源の確保を徹底し、一般財源への依存を引き下げることで歳出における経常一般財源の削減を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 2つ目、これまた篠塚委員の追跡質問になりますが、町税納付ほかコンビニ収納の全般的な利用状況はどうかと。

また、町税などの夜間納付窓口開設に伴うコストは年間で幾らかと。来年度からのコンビニ収納本格化に伴い、夜間納付窓口の取り組みに変更はあるのか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 10月から取り扱いを開始したコンビニ収納の状況ですけれども、10月末の利用者数は、全体で625件、主に税134件、水道227件、下水道123件、CATV55件となっております。

また、夜間納付窓口開設に伴うコストにつきましては、平成26年度実施で本庁、支所、各2名体制で年間におおむね30万円となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 来年度以降に変更はあるのかという点もお答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 始めたばかりで変更はありません。

○9番（山崎裕二君） 夜間納付。

○町長（寺尾豊爾君） それも変更ありません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 臨時財政対策債に入ります。3つ目ですが、起債額の多寡にかかわらず、可能限度額発行したのものとして、後年の普通交付税に償還費用の100%の措置が続くというのが臨時財政対策債の大きな特徴です。

6年後の合併算定替終了を見据え、並行して赤字地方債である臨時財政対策債の起債も暫時抑制しながら経常経費充当一般財源、特に公債費削減を目指すべきと考えるが、財政計画方針はどうなっているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振替措置であり、後年度に普通交付税の基準財政需要額に100%算入されることから、地方債の借り入れにより、町の財政負担が発生することはありません。

ご質問にありますとおり、臨時財政対策債を借り入れない場合でも普通交付税措置はなされますし、後年度の公債費を抑制する目的で臨時財政対策債の借り入れ額を抑制するという手法は一定効果があると考えます。

しかしながら、本町におきましては、平成25年、26年度と財政調整基金の繰り入れを行うなど財源の確保が厳しい現状です。このため、臨時財政対策債については、全額借入を行うことで決算収支の改善を図り、財政調整基金をはじめとした基金の積み増しを図ることも必要と考えておきまして、現時点では、臨時財政対策債の発行額を抑制する計画はしていません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 臨時財政対策債については、今の答弁を踏まえ、また次回以降の一般質問でさらに質問をさせていただきます。時間の関係で今回はここまでとします。

4つ目ですが、交通安全対策特別交付金は、道路交通法に定める交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものであり、交通事故の発生を防止することを目的としています。

用途には限定があり、道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用、信号機、道路標識、横断歩道橋、柵（ガードフェンス、防護柵）、道路反射鏡（カーブミラー）などの経費に用います。国庫補助金としてではなく、単独で行う事業の経費に使うこととなっている関係でしようが、一応一般財源となっています。ちなみに、町ではここ数年350万円前後で推移しています。

4つ目ですが、地方譲与税のうちの道路譲与税や交通安全対策特別交付金は一般財源であるが、道路に関する費用、あるいは、交通安全施設等整備事業の財源に充当することとなっている。これらの財源をどの事業に充当したかは特定確認可能になっているか。また、昨年度の具体的な用途は何か、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地方揮発油譲与税につきましては、特に充当先は決めておりません。

交通安全対策特別交付金につきましては、交通安全施設の設置等に要する経費に充てるものとされておりますことから、本町におきましては、交通安全施設設置事業を実施し、この財源としております。

ただし、予算書上は一般財源扱いであることから、特に充当先としての設定はしていないということです。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 5つ目ですが、今日の新聞にも報道がありましたが、自動車取得税交付金は、次の消費税率の引き上げにて廃止との論調が色濃いと。他方では、代替財源もちょっと見え隠れしてきましたが、現行制度を堅持すべしといったアクションも散見できると。これらの財源についてどのように評価しているか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消費税率の10%への引き上げに際し、自動車重量譲与税につつまし

ては存続いたしますが、自動車取得税は廃止される見込みとされております。自動車重量譲与税及び自動車取得税交付金につきましては、貴重な一般財源と考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） ふるさと納税特典、6つ目ですが、ゴルフ場利用券（プレイ券）が選べる市町村があります。

ちなみに、大体40から45の市町村で確認ができました。専門のインターネットサイトもあります。こういった形での需要の掘り起こしもまた町の振興のみならず、ゴルフ場利用税交付金の増加に寄与すると評価すると。

18歳未満、70歳以上、障害者の方、国体のゴルフ競技、学校の教育活動として行う場合などは非課税措置となりますが、ゴルフ場利用者を納税義務者とするゴルフ場利用税の標準税率は800円です。

なお、課税主体は都道府県ですが、収入額のうち7割に相当する額がゴルフ場所在市町村に交付されます。町内のゴルフ場利用税率は600円から1,000円の設定ですので、一人一日につき、平均525円ほど納めてもらう計算になります。ここ数年町への交付額は6,000万円前後で推移しています。

こういった形ではありますが、ふるさと納税特典の中にゴルフ場利用券（プレイ券）を特典に加える考えはないか、町長お答えください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 考えません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 最後は、村山議員の都度都度の質問の追跡になります。

2億円規模の農村多元情報施設使用料は、おおむね農村情報施設管理費に充当する経常特定財源となっているが、将来的な設備更新なども遡上へのせ、ケーブルテレビ事業特別会計に移行すべきではないか、町長の見解をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） これで私の一般質問を終了します。

○議長（野口久之君） これで山崎裕二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時35分まで。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、松村篤郎君の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村篤郎君） 松村でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、平成27年第4回定例会における私の一般質問を行いたいと思います。

去る11月10日に合併10周年を記念して、盛大に式典が挙行されたことは、平成17年10月以来、新町建設に行政の懸命の努力があったことに敬意を表し祝福するものであります。

特に、国道27号下山バイパスの開通をはじめ、畑川ダムの完成、京都縦貫自動車道の全線開通など、定住化に向けての基盤が整備されたものと見るときがきたものであります。京都府の中心部として地理的、流通的にもこれらが有効的に機能し、将来に向けていかされることとともに、安心・安全なまちづくりを期待するものであります。

少子高齢化に歯どめがかからない社会現象と合わせ、急速に高度化する経済社会において、3次産業の発展を逃し、人口は都市集中を一層強める結果となっております。

本町も合併10周年を機に、新しいまちづくり計画を整えスタートできることは幸いであります。特に、過疎化に伴い、定住人口の流出に歯どめを図ることが諸施策の原点にならないと考えるべきです。

そこで、生活基盤である上下水道等のあり方について、町長の見解をお伺いいたします。

一つ目に、特に都市部や周辺市町と比較すると、高額な受益者負担について料金改定がなされてきた経緯がある中で、定住者確保の観点からもいま一度見直すべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の加入分担金、あるいは、使用料につきましては、京都府内の他市町村に比べまして高額であるという認識はしております。

上下水道使用料につきましては、平成22年から段階的に改定して、下水道加入金分担金については、平成26年度に改定して現在に至っているのですが、ちょっとそういう意味で

今ご提案いただいたようなこと、ご質問いただいたようなことについて、ちょっと考えられないという私の気持ちなんですけどね。

事業量だけ収入があれば、何ぼでも改定したらいいと思っているんです。そやけど、他会計からかなりの繰り入れをしているわけですね。今言いました他市町村に比べ、この金額だけ高いのですが、繰り入れているのがよそよりも高いか安い、多いか少ないかということも十分調べんなんわけですね。

他会計の繰入金に頼って事業運営をしているということから、あるいは、継続してきた事業だということから、うんと慎重に立たんなん立場なんです、私は。これをするということは、今の町民さんから負担をしてもらって、まだ見ぬこの町へ来てくれはるやろういう人に、どの程度サービスしたらいいものかとか、いろんな点で私はこのことについては、実を言うと全部の料金改定についてかかわったもので、そういうことを考えているということを松村議員さんにちょっとお答えしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 町長、料金が高いということをご認識いただいているということですが、京都府下の一般家庭の水道料金及び下水道料金の使用料の比較表というのを手に入れたのですが、これを見ますと水道料と下水道料金が一番高くなっているのは京丹波町、一番安いのが京田辺市で、1カ月口径20ミリで20トン使用しますと、京田辺市なんかは3,647円、京丹波町は1万1,392円と約3倍の値段になっておりますね。これを見て、朝ドラではないですがびっくりぼんですわ、ほんまに。

料金だけを見るとこういう状況なので、伊根町につきましては8,320円とか綾部市が6,698円とか、南丹市が6,460円、この辺が高いほうの部類に入っていますね。

こういう表を見まして、今言いましたようなびっくりの状況なんです。そのような状況の中でですね、今後避けられない少子高齢化と超高齢化の人口構造の中で、利用料金等の増加は望めないと考えるんですけれど、この料金が高くなっている要因と町内人口の定住化についての展望について、何かお考えがあればちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お考えあるんです。今言ってもらった20ミリでやったら、物すごい使用、いわゆる一般家庭で20ミリってほとんど使ってはらへんわけです。事業者とかそういう人なんです。非常に少ない。そういう数字の出し方もあるんです。いろんな情報が入ってきてびっくりして検討はしとんですけれども、それは事実やったんやな。

そういうことなんですけれど、私はやっぱり一般家庭の人をとにかく守りたいということで、今の制度、料金を設定していますので、具体的にこの質問を聞いたんではないね。はい。そういうふうにとにかく20ミリについては事実です。それは一般家庭やない事業者が主な対象で、それは余り多くないというようなことで、ちょっとご理解いただけたらうれしいです。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 町長申されたように、この比較表というのは部分的なものであって、一般家庭向きではないということも私承知しているのですが、ほかに資料がないのでちょっとこれ紹介させていただいた状況でございます。

次に公共施設の安全性について、近年問題にされ提起されていることが発生していないか。また、本町の上下水道施設につきましてかなり古いものがあります。将来の機能維持の見通しについて心配されるようなことはないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 上下水道施設の水質管理、あるいは、安全性については日常の定期点検等で確認しているわけですが、突発的な漏水や機器の故障により住民の方に断水等によるご迷惑をかけている事実もあります。

今後は、施設更新時期の把握、あるいは、耐震化等を含めて長期的な更新計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） しっかり点検し状況を把握して、それに対応していただけることを望んでおります。

次に、下水道排水の水質基準の管理検査はどのようになっているのか、またこれに基準値等があって、それを満たしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 下水道施設の排水の水質基準ですけれども、下水道法、あるいは、水質汚濁防止法及び浄化槽法の規定に基づきまして、日常管理において点検するとともに、定期的に水質検査機関に依頼し検査を行っております。

現在、水質検査結果につきまして、特に異常等は見られませんが、今後におきましても適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 下水処理場等から出る水質については、今おっしゃったような検査等が行われていると思うのですが、個人設置の浄化槽の検査や維持管理は、全て専門業者に委託されているのか。また、その検査結果の報告義務はないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 浄化槽におきましても、町管理の浄化槽につきましても委託しておりまして、定期点検を行っていただいておりますし、その結果は報告いただいておりますし、水質検査につきましても、浄化槽法で決まっております年間1回の水質検査が義務づけられておりますので、それに従いまして水質検査を行いまして、その結果を町のほうへ報告いただき、何か問題がある場合は町のほうから指導するようしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 今、検査はしてるということでお答えいただいたんですが、そういった水質検査の結果を住民の安心を得るために、毎月の広報紙などで公表することはできないかということですが、水道水の水質検査等につきましては、計画とか分析結果がホームページに掲載されております。これらのものを全て閲覧できる町民ばかりではないので、できましたら広報紙等で公表していただきたいと思うのですが、そのお考えはないか伺いたいのと、検査項目の中で51項目の検査があるわけなんですけど、うち9項目のみが検査されております。どの採取場所においても全て判定結果は適合となっております。その中で一つ気になるのは、遊離残留塩素検査については、採取者判定となっている分があるんですが、この根拠についても伺いたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） さっきも申しましたけれど、上下水道の水質検査につきましては、日常管理も含め定期的に水質検査も行っております。水質検査につきましては、上水道で毎月39カ所、下水道で22カ所行っておりますし、上水道の水質検査項目は今言ってもらったとおり最大で51項目となっております。

毎月の広報紙でのお知らせにつきましては、紙面の制限もあることから、公表する予定はないんですけど、現在ホームページに上水道の水質結果を掲載しております。

今度におきましては、広報紙等でホームページに掲載されておりますことの周知、あるいは下水道の水質結果の公表につきましても検討してまいりたいと考えております。

ちょっと残余があると思いますので、担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 塩素の現地での検査ということにつきましては、水質検査につきましては、毎月1回行っているわけなんです、それは採取いたしまして検査機関にまた持って帰っていただいて、検査をさせていただいております。その関係で、塩素につきましては時間がたちますと塩素濃度が変わりますので、その現場の採取する職員がその場で塩素の濃度を測定して、塩素と気温とか水温というものは現地での検査ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 了解いたしました。

先ほど、料金のことについてお尋ねしたんですが、全町統一となる料金の改定後の和知地区についてはまだ一部統一されてない部分があるようですけれど、現時点での上下水道への新規加入の負担金ですね、負担金の条件は京都府下の他市町村と比べてどのぐらいの位置にあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、上水道の新規加入分担金は一般口径13ミリメートルで14万4000円となっております。京都府内26市町村で比較いたしますと、平均的な位置にあります。

下水道の新規加入分担金は86万4,000円となっております、京都府内で比較しますと、高額なほうになっております。負担金、分担金等の考え方は、市町村によってかなり違うため、一概に比較しにくいというように考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 今、町長、京都府内では平均的な位置にあるとおっしゃったのは、一般家庭用の件だと思うんですが、先ほどの資料によりますと20ミリの場合でしたら、京丹波町は42万1,200円という分担金になっております。その次高いのは綾部市の25万2,000円と、こういった関係であります、市におきますと10万円前後というところが多いようでございます。これは一概に、20ミリですので、比較の対象としては問題があるかと思えますけれど、どちらかという高いほうであるという認識でいらっしゃるということがわかりました。

次の質問でございますが、一般会計からの繰出金が前年比約1,500万円減少していると。下水道会計の歳入の約50%を占めております。一般会計からの繰出金が公会計導入後も変わらないならば、今後想定される大規模改修に備え、基金をつくる考えはないか、という質問を、私、したんですが、上下水道とも基金条例というのがあるようでございまして、それらに基づいて管理をされてると思うんですが、それ以外に将来大きな改修並びに新設、公園団地等への給水、配管等の大きな更新のかさむ事態が生じた場合に、それに備えるための基金といたしますか、そういったものをつくる考えはないかお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、下水道事業特別会計歳入額の約50%以上を一般会計からの繰入金に頼っております。公会計導入後も現在の状況に変化はないと思われまます。また、建設改良費が高額な下水道事業では、使用料等の自主財源による独立した経営は困難な状況にあります。

基金につきましては、現在京丹波町下水道基金条例により基金管理を行っておりますが、毎年利息分の積み立てを行うのみでありまして、将来の大規模改修に備えて基金を蓄える状況に至っておりません。

今後は、老朽化による修繕等も多くなってまいりますので、施設の更新時期を把握するとともに財政計画を含めた長期的な計画を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） まあ、そんなにたくさん基金が積み立てられてるとは考えられないということでございます。上下水道、両会計特別会計の基金残高は、現在どのぐらいあるのか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 26年度決算で、4,839万4,300円でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 今後、公営企業化ということで公会計方式を取り入れた場合、この基金条例は今後どう変わるのか、このまま継続できるものなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 今現在、平成29年の企業会計法適用に向けまして、資料と資産等の把握なり、それに向けての事務を進めている状況でありまして、基金を含めまして今後条例等の見直しなり、部分がたくさんあると思ひますので、そのあたりで検討しながら条例

改正等を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） いずれにいたしましても、インフラ整備にこれからかなりの経費が必要かと思えます。近年国際情勢が複雑化しておりまして、テロ事件等が報道されております。これも人事とばかり思われたい気持ちでおるわけですが、原発の事故災害とともにこのテロ被害などに対応できる備えが必要ではないかというふうにも今考えてるところです。

暮らしに大切なインフラについて、これからどのように対策をされるのか、もしお考えがあれば伺いたと思いますけど。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ほんとに京丹波町にとって心配なことというたら、やっぱり高浜原発とか、大飯原発なんですけど、この施設についてはテロ対策も、航空機によるとかいうそういう表現で対策が立てられているようですけれど、済みません、我が町の施設についてまでちょっと今考えておりませんので、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 以上で、水道関係の質問は終わらせていただきまして、2番目の公共工事の残土有効処理についてお伺いしたいと思います。

町内で公共事業工事により発生した残土は、どのように処理されているのか。特に京都縦貫自動車道工事関連の残土は町内に今どのくらいあり、管理はどのようにされているのか。また、今後の利活用の予定はあるのか。

あわせて、町内の災害復旧工事や道路新設改良工事などの残土は区別されて処理されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公共工事によりまして発生した土砂につきましては、第一に工事間の流用を図り、コスト縮減に努めているところであります。

京都縦貫自動車道関連で発生しました土砂につきましては、京丹波町内において4カ所で、約15万立方メートルを仮置きしております。国土交通省において有効利用を図るために、現在詳細な測量を実施し、精査をしている状況と聞いております。

管理につきましては、国土交通省の請負業者で適切に管理されており、今後の利活用につ

きましては、町や国・府の道路関連事業等の盛土材として利用するべく関連機関において調整を図っていただいております。

また、災害復旧工事や道路新設改良工事等の残土の区別はしておらず、公共残土として再利用できるものは再利用し、土質不良なものについては指定地に搬出し有料処分してるということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 幾らかあの残土は町内の工事でも残るということで、処分もされてるということでございます。

町内の土木業者の工事請負の中で、残土処理かなり高額になると思うんですが、どのような計上をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町が発注する公共工事の残土処理については、再利用できるものは流用先までの積み込み及び運搬に係る経費を計上しまして、土質不良により処分しなければならないものは、指定処分地までの運搬と処分に係る経費を工事請負費の中に計上しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 処分費も含めると、かなりの費用になるかと思いますが。

そこで、次の質問ですが、ほぼ町内圃場整備が完了したところではございますが、いまだに未整備の圃場が見受けられます。これらの未整備圃場の改良に、個人的または地域において地盤の整備に土を必要とする要望がある場合、工事残土を使用することができないのか、お尋ねをしたいと思います。

今、京丹波町発注の公共事業で発生する建設発生土の民間地受入及び町所有土砂の採取希望者の公募要領というのがありまして、この残土の受け入れまたは所有土の採取を申し込むことのできる者の資格といたしまして、受け入れ地が京丹波町であって、農地法に基づく農地以外の土地であることとなっております。これを農地に適用できるように拡大解釈することはできないのか、この辺のこともあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町発注の公共事業で発生する建設発生土の民有地受入希望者につきましては、京丹波町発注の公共事業で発生する建設発生土の民有地受入及び町所有土砂の採

取希望者公募要領を定めておりますので、要件を満たしたものについては民有地への搬出も行っておりますが、農地については造成後の農地転用も発生していることから、対象外としております。

しかしながら、農地へ残土受入希望もお聞きしますので、今後においては要領の見直しも検討し、残土の有効利用を図っていく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 拡大解釈をして、要領の改正等も視野に入れていただけるということで、大変ありがたく思っておりますが、工事請負費の削減や圃場整備により地域の環境も変化して、農業への意識も若者の目が向けられるのではないかと考えております。先ほどの要領の趣旨にもありますように、資源の有効利用やコスト削減を図れるのではと考えております。

次に、5番目ですが、土木建築課だけでなく、農林振興課、農業委員会などと協議して、条項はないようでございますが、先ほど視野に入れていただける要領や規約などの改正を可能にしていいただけるのか、再度確認しておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に、松村議員、どういう趣旨でお尋ねなのかちょっとわかりませんが、第4条の形状変更がはっきり申請されて、許可されておいたら、それは搬入してあげたほうがよいと思うんです。ただ、その許可が出てないとか、第5条の地目変更、いわゆる用途変更ですね、そういうのも農業委員会がきちっと許可されているのであれば、そういう趣旨に沿って余っている土を搬入させてもらって、あと事業をされる方のプラスになるようにということは大事なというふうに思っております。

どういう意味でお尋ねなのかちょっとわからない、そういう私は見解ですけど。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 具体的に申しますと、圃場整備してない田んぼというのは余り大きくないので、この要領の面積に達しないとか、数量的に田んぼの事業量が合わないとかいう場合もありますけれど、小さな田んぼ、二つ、三つを一つにしたい。そのためには嵩上げしないとだめだというような場合に、近くで工事してるのにわざわざ遠いところへ運んでいくよりすぐそこへ持ってきてもらって、というふうに利用すれば費用も削減できるし、利用される方も大変便利になるというような場合があるということ、ちょっとある方から聞いております。で、そういう方法で要領等の変更でできるものなら、ぜひお願いしたいなという

ふう思った次第でございます。

以上で、大体前向きに検討いただけるようでございますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、町道認定につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

これまで、ほかの議員からも含めて一般質問で何度か取り上げてきた町道認定についてでございますが、今回ぜひ前向きに考えてもらうためにもいま一度町長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

町道認定については、かなりの条件をクリアしなければ認められない状況において、定住化のためにも重要な要素であると考えます。条件の緩和もしくは条件付きの町道認定要綱に改定する考えはないか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません、条件付きの町道認定はまず考えられません。せやけれど、まあ実態の話で、多分ほんとに現世代の人が解決するのは難しい問題を突きつけてるなというふうに、私自身理解してます。10メートルのうちほんの一部入っってでも、現状町道認定できないもので、そのかわり、実態面では生活道路としてきちっと町道と同じような感じで管理するように努力はしております。

要綱そのものを私の見た感じで、改定するということはちょっと困難かなというふうに思っておりますので、何回でも要望に見えて、お互いに話し合いをしてるんですけど、町職員も町職員としての判断が非常に難しいというのか、私も見させてもらって、これ変更してしまつたらもう収拾がつかんという認識でいることだけ、この場でお答えしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 条項を改定するのはなかなか困難で、なし崩しになってしまうという思ひはよくわかるわけですけども。

2番目の質問に移りますが、明治の町村制施行後今日に至るまで、合併の過程で村道または町道であった生活道が、今では里道として機能している道路であつて、現認定幅員等を満たしているものについての町道認定についてはどうかということですが、これも条件付きになりますので、要綱を当てはめると認められないということになるかと思ひますが、こういったことは少し何か条件をつけて認めてほしいなという要望を聞いておるんですが、ちょっとお考えあればお聞きしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道路用地の寄附受入事務取扱要綱、及び道路認定基準要綱の基準を満たしておりましたら、道路認定に向けて取り組みたいと考えているわけですが、先ほど申しましたとおり、これを満たしてないと非常に難しいと思います。

町道認定しとってでも、私この本会議でお答えしたことがあるんですが、ほんとにほとんど通られない、一部の人だけが、何人かだけが通ってるとかいうときに、後回しになりますよという答弁をさせてもらいました。それじゃなしに、もう多くの方が、不特定多数の町民が通っていらっしゃるということについては生活道路としてできるだけ町道と同じような扱いをするようにという指示はしております。そういうことでご理解いただけたら大変うれしいです。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 次の質問も関連するわけですが、要綱では、3級町道の認定基準は、道路延長100メートル以上とあります。当該生活道について各地域の住民の努力で2メートル以上の認定幅員が確保されている場合、またそのときの分筆、測量等かなりの高額を経費を要するんですが、負担軽減をする考え方はないか、京丹波町道路用地の寄附受入事務処理要綱におきますと、条件を満たすには厳しく、また複雑な要素も含んでおります。善意で寄附行為をするのであっても、当事者にとってはハードルが高く思えるんですが、行政側から手助けは何かできないのかという点も含めて、ご答弁願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道路用地の境界確定、あるいは分筆業務に係る費用につきましては、これまでからそれを必要とする開発事業者や個人様において負担をいただいております。それらの方々との公平性の観点から、現在のところ負担を軽減することは難しいと考えております。

なお、生活道路で法定外道路となっている道路の修繕につきましては、認定外道路整備事業補助金を活用いただくことで、一定の負担軽減につながっていると考えておりますし、また災害等により地域や集落で対処できないような大規模な修繕を要する事案につきましては、対応を検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） しつこいようですが、次の質問もよく似た質問になって申しわけないんですが、開発団地の住民が利用する生活道路において、定住されて30年以上経過しても認定されないケースがあります。個々には何とかしたいという思いで努力されて、要綱に

阻まれて断念されてきております。本来そこに定住された方々に責任があるのではなく、当時の行政指導の甘さからくる部分も否定できないと思われるのであります。30年から40年たっても同じルールで規制する要綱を適用することについてはどうか。条件緩和する方法で改正する考えはないか、先ほどからお伺いしてるんですが、考えはないということでございますけれども、今期間中に総務文教常任委員会に審議付託されておりますグリーンハイツ区自治会施設財産の行政管理に関する陳情書がまさに合併前の行政の継承整理の不手際じゃないかと思えます。町内700路線ある町道において、底地が町有地として分筆されていない路線もあるのではないかと思います、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） その要望、私、受け取ったんですけれども、歴代助役さんとか、町道認定するというようなニュアンスの約束もされてる書類も見せてもらいました。せやけど、何回も言って悪いんですが、この要綱をちょっと変えんなんいうふうに私自身は判断してません。ただ、何回も言ってますけど、新しい人を迎えるために現町民の税金を使うことには物すごく慎重なんです、私は。せやけど、今言われたとおり20年も30年も40年も住んでる人を、いつまでも要綱で一つの権利というのか、当然してもらわないといけないことができないということについては、ほんとにしっかりと検討したいと思います、ここについて。

そういうふうな思いなんですけれど、先ほどお答えしたとおり、要綱を改正するという考えには今はありません。そういうことで、今、それ以外の底地が民有地になっているのではないかとかいう疑念については、ちょっと担当課のほうから答弁させます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 底地の確認について、700路線全てを確認することはできませんので、その都度改良の計画とか、隣接の立ち合い等ほかの事業のですね。そういった形で底地を確認しますと、確かに以前に認定されたもので、道路内民地が発生している事案はあります。そういった意味からも、権利の所有権を確定したのち、道路の寄附要綱によって受け入れて、町道認定は行っていくべきというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 700路線ある町道のうち、必ずしも全てが町有地として分筆されてないところがあるということでございます。改良等の工事の際に、きっちりその辺はやっていこうという今答弁でございますが、そういう事案が出てこない場合、これいつまでたっ

ても民有地が底地に残るというケースもあり、また地権者が古い人の名前であったり、散り散りばらばらになっておられて、それこそいざ改良のときには相当な費用と経費負担がかかってくるというようなことも起こってくると思うんですが、その辺については今後ぜひ重点的にそういう行為を行っていただきたいというふうに希望しておきたいと思います。

最後の質問に入ります。

寄附金や負担金を求めることについてという質問ですが、これにつきましては防火水槽のことでございます。

防火水槽の整備について、用地の地元寄附並びに建設費について、寄附金ということで負担または提供を求められるのは、どのような根拠に基づくものであるのか、お伺いしたいと思います。住民に負担を求めるということは、法令とか条例によるもののほかはできないのではないかと思います。寄附することを前提として防火水槽をつくりましょうというのはどうかと思うんですが、ほかの交付税とか、辺地過疎債、補助金、一般財源などでできるのではないかとこのふうにも思いますが、この辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 防火水槽の整備に当たりましては、平成17年度の旧3町合併協議会の協議事項として審議されまして、その受益と負担の観点から旧3町が実施してきた方法の統一化を図るとし、建設用地と建設費の1割を地元負担とすることが決定されたところであります。

さらに、平成19年度に、京丹波町消防団組織等審議会に対しまして、京丹波町消防のあるべき姿について諮問がなされております。その審議会答申を尊重する町基本方針において、防火水槽の整備に当たっては現行の方法により実施することが示されたものでありまして、現在もその方針により整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 今の答弁で、一応納得させていただいております。

次に、本町の消防水利の充足率は十分であるかということですが、この点についてはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の本町における消防水利充足率についてですが、町全体としては73%となっております。

ただ、小規模河川の代用とか、充足率に加算されない基準を満たさないとされる口径15

0ミリ以下の水道管に敷設されている消火栓なども、その補完機能として有しながら、多重的に対応を図っているところでもあります。

また、今後、有益な特定財源となる国庫補助事業等も活用しながら、さらに消防水利充足率向上へ向けて、年次的に防火水槽の整備等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） ぜひ、100%になるように努力を続けていただきたいというふうに思います。

最後となりましたが、防火水槽の話もしていただきましたけれど、今後必要とされる防火水槽はどれぐらいあるのか、わかればお答えいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消火栓や耐震性貯水槽などあらゆる水利を含めまして、今後さらに必要とされるのは189施設となります。

広大な町域に、集落が点在する本町の地形の特性上、まず有効な水利と考えられるのは、耐震性貯水槽、いわゆる防火水槽であります。今後、各地域との協議を進める中で、年次的に整備を図ってまいりたいと考えております。

また、既設の防火水槽についても、その老朽化の進捗に伴い、修繕や改修などによる維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○11番（松村篤郎君） 語れぬ部分もありましたが、これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、松村篤郎君の一般質問を終わります。

少し早いようでございますが、暫時休憩といたします。午後は1時からということで。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

村山君。

○10番（村山良夫君） 議長のお許しを得ましたので、かねて提出しております一般質問通

告書の内容に基づきまして、平成27年第4回定例会における私の一般質問を行います。

今回の一般質問は、財政の健全性を示す実質公債費比率と財政の弾力性を示す経常収支比率について、今回変更した新町まちづくり計画を中心に町長に見解をお聞きしたいと、このように思います。

去る11月の10日の京都新聞、ここにあるんですが、の記事に、財政健全化の柱であります実質公債費比率の記事が載っておりました。それによりますと、京都府・京都市を除きます26市町村のうち、京丹波町は何とワーストスリーというショッキングな記事でありました。町長も実質公債費比率改善には、今まで力を注がれてきたと思いますが、25、26年度では全く改善できてません。町長が、2期目の選挙に出馬される2年前ですけども、町長の後援組織であります豊泉会の集会の席上で、後援会の幹部の方がこういうお話をされました。寺尾町長は積極的な財政運営をしながら、実質公債費比率を大幅に改善され、一方、具体的な名前は言われませんでしたけれども、隣の市さんは全く改善できずワーストスリーだと、こう話されました。

多分、この隣の市というのは南丹市のことだと思いますが、何と南丹市さんは、25年、26年で17.1%から13.9%へ大幅に改善をされております。

そこで、質問のちょっと順序が前後しますけれども、この新聞記事に関しまして、先に町長の見解をお伺いしたいとこのように思います。

26市町村のうち、ワースト3になったことに対する見解と、この2年間、26市町村のうち、この新聞記事によりますと22市町村が改善できたのに、京丹波町はできなかった。このことに対する見解、この2つについて、まずお聞きをしたいとこのように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 公債費比率を聞いてはるんですか。

○10番（村山良夫君） 改善できなかったことと、ワースト3になったこと。

○町長（寺尾豊爾君） いや、そういう意味で言いますと、公債費比率が数字が下がったら、改善というふうに表現もできるかと思うんですが、別段、その公債費比率が下がらなんださかいにというて、町全体のまちづくりについて、その改善とか改悪とかいう表現は、私はしていないと、増えたか減ったかということだけです。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そうすると、今京都府下26市町村のうちでワースト3、下から3番目でもそれは構わないとこういうことでございますか。

このような情勢だということを前提に、そしたら新町まちづくり計画についてお伺いしたいと思います。

特に、新町まちづくり計画、10年間変更したわけですがけれども、そのうちの実質公債費比率と、いわゆる健全性を示す実質公債費比率と、財政の弾力性を示す経常収支比率に主眼を置いて質問をしたい、このように思います。

この計画のうち、財政計画の基本は合併協議会で確認された事務事業の町政方針を反映させたものであります。

そこで、当初の計画と、このたび変更した計画について、次のことをお聞きしたいと思います。

最初に、当初の計画でございますが、当初計画して10年が経ったわけですがけれども、26年度の決算と、この計画との差異でございますけれども、予算規模で約40億円ほどの差があります。また、この内容というんですか、項目は何であったかお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は実質公債費比率が変更していないということを構わへんとか、そんな表現していませんよ、しましたか。

○10番（村山良夫君） 関係ないと言わはったんじゃないですか。

○町長（寺尾豊爾君） 関係ないというよりね、まちづくり全体でそれは見るべきであると。

そんな構わへんって言うてへん、そやろ。言うたか、構わへんいうて。

○10番（村山良夫君） そういう発言が・・・。

○町長（寺尾豊爾君） いや、構わへん言うてあんた言うたやん、今。どうなんや。

○10番（村山良夫君） 答えられません。

○町長（寺尾豊爾君） 構わへんってなこと言うてへんって。ちゃんとほんなら・・・。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩します。

休憩 午前 1時06分

再開 午前 1時07分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併前の平成17年1月に合併協議会で策定されました、変更前の新町まちづくり計画における財政計画では、交付税の見通し、あるいは新町になってからの投資計画等が予測できない状況で策定されたものであることから、実績と差異があることはやむを得ないと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） もうよろしいですけど、どの部分で増えたというのは地方交付税の部分が増えたということだと思います。

それから、2つ目に、特にこの26年度の決算と当初計画の10年経ったところの計画とで、特に人件費の差が約3億円ありますが、この要因というんですか、これは何でこうなるのか、計画どおりなんでできなかったのかということが1つお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 変更前の新町まちづくり計画におきまして、人件費は、計画期間内は一貫して減少する見通しとなっておりますが、合併後の本町の組織体制等を予測することが困難であるため、実績と差異があることはやむを得ないというふうに考えているんですが、人件費に関連した取り組みとしましては、平成18年度に策定しました「定員適正化計画」に基づきまして、計画的な定員管理への取り組みを行い、職員数は、平成18年度に332人であったものが、計画最終年度である平成22年度には286人となり、計画の一定の達成をみております。人件費決算額についても、平成15年度決算と比較しますと、約25%の減少となっております。

合併により大きな削減効果があったと考えております。現在の職員数279人は、本町の合併後の組織体制や業務量から適切な水準にあると考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 質問をしてないところまで答えてもらったんで、次のことが言いにくくなったんですけども、確かに人の数も減りましたし、人件費も金額としては減っています。

しかし、合併協議会の基準に基づきまして立てた計画ですから、それが予測はできなかったということも要因かもわかりませんが、やはりこのままいったんでは、人件費がそれだけの人が必要だと、こうおっしゃられたら、それまでですけども、問題が今後起きてくるんじゃないかと、このようなことも申し上げておきたいと思います。

その次に、物件費の差も3億円ほどあります。皆、先のこと聞いておきます。この要因が何やということと、この差異を改善するために、どういう取り組みをしてきたのか。またいろいろと取り組んできたけれども、成果が上がらず、当初計画よりも3億円多くなった、その点をお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 物件費においては、合併後の組織のスリム化、あるいは小学校・保育所の統合等を経て、一定削減されたものと考えております。

しかしながら、CATV事業の全町実施や、中学校完全給食の実施を初めとした行政サービスの向上と消費税率の引き上げ等に伴い、平成21年度を下限として、近年は増加傾向にある現状です。

合併前の新町まちづくり計画との差異の主な要因ですが、行政サービスの向上や消費税率の引き上げといった計画策定時点では見込めない要因にあることから、差異が出ることはやむを得ないものと考えておりますが、経常的な物件費につきましては、引き続き削減努力を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それでは、本論に入るんですけども、この前変更されました新町まちづくり計画ですね。このことについて、お聞きをしたいと思います。

まず、歳入面であります。この減少幅が約38億円縮減する計画になっています。この縮減はいわゆる歳入がそんだけ縮減する要素というのは何であるかということが1つお聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度と平成37年度を比較しますと、歳入にあっては地方交付税が約10億円、国府支出金が約6億円、繰入金約8億円、地方債が9億円の減少としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それでは、地方交付税ですけども、この37年度計画の構成比率は47.4%と歳入のうち、非常に高い数値になっております。この部分につきまして、当然ですけども、合併特例交付金が今後減少していくということは織り込み済みだと思うんですが、聞くところによると、それは11億円ほどということで、その分しか組み込まれていないように思うんですが、その他の部分は減少しないという読み方ですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいま町長が答弁をされましたように、全体で計画と三十七、八億円の差異が生じておまして、その内訳につきまして、先ほど答弁をさせていただいたと

ころでございます。

交付税に関しましても、一定今後におきまして町の現状から推測しますと、この合併の特例措置の財源の手当ての部分を除いたほかにつきましては、大幅に減少するというような見込みもございませんので、一定そういう特例部分のみの減額というふうに算定をさせていただいております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） それから、歳出面でございますが、これも先ほど冒頭に申し上げましたように、財政の弾力性を示す経常収支比率に影響するものとしまして、人件費と物件費にあります。

先ほども、人件費、物件費についての削減状況等についてお聞きしたんですけれども、この26年度の決算における人件費の構成比率と、37年度の計画における人件費の構成比率、これを比較して、町長の見解をお聞きしたいんですが、26年度決算におきます人件費の構成比率は13%であります。37年度計画では人件費の構成比が18.2%というように予算に対して18%を超える状態にまでなっていますけれども、これはやはりお金があつて、その人件費等も割り振りをしていただかないと、必要だからというてばかりはやっていけないと思うんですが、なぜこれ5%も違うのかどうか、お聞きをしたいと思います。

もしも、この37年度計画も26年度の計画の人件費と同じ比率の13%というように読んで算出をいたしますと、約5億円ほど人件費が減少することになります。このことは、硬直化する財政を健全化する、改善することになると思うんですが、町長はどうお考えですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人件費につきましては、当然抑制に努めなければならないと考えているんですが、業務量等の実態から、今後職員数を大きく減らすということは難しいということで、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 町行政というのは、当然必要なのは、いわゆる資金力というんですか、財政も大事ですし、また人も大事ですし、企業ですと物も大事ということになるんですけれども、しかし、民間企業ですと一生懸命働けば、利益も上がって、設備投資する金も出てくるわけですけれども、行政の場合、歳入を増やすという方法は、町税を上げるとか町民に負担をかけない方法ということになると、国とか府とか行ってお金をもらってくる。しかし、この場合、ほとんどの場合は条件つきですから、箱物とかそういうもんが多くて、結果

的には資金繰りにはマイナスになるという要素が多いわけです。

そういうことを考えますと、やはりこの10年後の計画というのはやっぱり18.2%というのは人件費が高過ぎると、これはもっと比率を下げた計画にしておかないと、このことはできないんじゃないかと、このように思います。

もう一つ、そういう意味でありますのが、物件費でございます。物件費も26年度の決算書によりますと、構成比率は10%です。37年度の計画は、11.8%と約2%ほど高い。この分を10%に置きかえますと、約2億円、人件費と物件費で合計7億円ほど、いわゆる弾力性のできた資金ができるということになるわけです。

質問にはちょっとしていませんけれども、先ほどの公債費比率のことでも、公債費比率もこの経常収支に影響するわけですがけれども、この構成比率も26年度末が11.8%で、37年度計画は15.6%というように高くなっています。

ということは、健全性においてももうこれ以上いわゆる起債をできない状態になっているんじゃないかと。

そういう意味で、先ほどから申し上げています人件費、物件費を修正することは無理なのかどうかお聞きをしておきたい。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から詳細に答弁すべきところはさせますけれど、公債費比率にしても、経常収支比率にしても、民間はどうだこうだという話はさておいて、とにかく弾力化が出てきて、そして町民が疲弊したというような結果にならないように、町財政運営するのがトップの責任だと思うんです。

そういう面で、今後10年の数字が出ているようで、それを示しているようですが、これはあくまで10年の計画ですので、そのように基本的に理解してもらったらいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 新町まちづくり計画でございますけれども、当然合併の時点で旧3町の中で策定をしたものでございます。

そういったことで、合併の目的といいますか、スリム化をするということが大前提でもございましたし、当然合併してからのまちづくりというのはバラ色の将来が待っているというものでは決してないわけですし、そういったところで、計画というふうにつくる段階では、やはり交付税にしましても、収入の大きな財源である交付税にしましても、また歳出の人件

費とか物件費とか、そういった部分に関しましても一定抑制をして計画を立てるのが当然のことでありましたので、やはり厳し目に計画は立てているという部分はあるというふうに思っております。

そういったことで、現在、合併して10年を迎えたわけですがけれども、先ほど来から町長も申し上げておりますように、新町になりましてからの当初では想定をしていない財政需要でありますとか、そういったものに当然対応してきた結果が、現在の数字となってあらわれておりますので、単純に計画との比較というのは数字であらわれますけれども、それ以外の部分というのがあるというふうに思っておりますので、その点をご理解をいただけたらと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、課長がおっしゃったことを次に私が申し上げたいと、こう思っていたんです。

といいますのは、今申し上げたとおり、人件費、物件費、それから公債費、扶助費、いわゆる経常的支出といわれる部分は、このいわゆるこの構成比が全部高くなっているんですね。

今までの10年間は、前にも私申し上げたと思うんですが、普通交付税とか特別交付税とかいうのが順番に増加していきましてね、いわゆるフォローの風が吹いていて、こういう26年度までは業績が、それほど人件費の負担とか、物件費の負担とかいうのが表面化してこなかったと。しかしこれからは、皆さんもご承知のとおり、合併特例交付金も減りますし、またこの間の新聞によりますと、今特別交付税の出し方についても、成果が上がっている、計画のよいところを中心に出すというようになりますので、なかなか窓口は厳しくなってくると思います。今までみたいにどこにでも大体均等に配分されるという状態はなくなって、これからはフォローの風じゃなしに、アゲインストの風が吹いてくる。そう考えますと、こういう比率が高い状態で推移するということは非常に困難ではないかと思うんです。

そのあらわれというのは、今も申し上げましたように、起債は正直言ってこの状態ではもうこれ以上やりにくくなると思います。加えて、経常収支比率が今の状態を算出しますと、課長が手元でできていけば教えてほしいんですが、算出しますと90%近くなると思います。

そうすると、町長が公約をされているいろんな行事は、なかなかやりにくくなるんじゃないかと。それが現実だと思うんですよ。

そういうことに対して、どうお考えなのかどうかということをもう一度お聞きをしておきたいと思います。

まず、最初に課長にこのままいきますと、37年度の経常収支比率は、どれぐらいになる

か。それから、公債費比率はどれぐらいになるか教えてください。

その後、町長にこういう状態であれば、硬直化した財政ですので、町長が言っておられます公約というんですか、行政の計画というのはなかなか進めにくくなると思いますが、その辺はどうお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 経常収支比率でございます。

今後の財政の見通しで試算をしておりますけれども、あくまでも現段階でのそれぞれの費目の経常一般財源の構成割合ということで、それを前提として将来的な予測を立てているものでございます。

そういったことで、必ずしもこの数字が正確な数字かといいますと、当然将来的な部分でこういった状況になるというのが全く読めない中でのことですので、あくまでも単純に計算をした数値ということで捉えていただきたいと思いますけれども、10年後におきまして、経常収支比率でございますが、当然交付税が減額をされてきますので、現状からは比率のほうも上昇するというふうに予測をしております、おおむね94%程度に達するのではないかと予測はしております。

また、公債費比率でございますけれども、これまでに新町になりましてから大型の事業に取り組んできたということもございまして、当然まちづくり計画に想定をしてない部分もございまして、公債費につきましては大幅に借入れをしてきたという経過がございます。

そういったことで将来的にそういった負担の部分も出てこようかと思っております。公債費の負担の比率に関しましては、おおむね18%になるのではないかとこの予測としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 財政が硬直化して、公約が果たせへんのと違うかというようなご質問ですけれど、私は現状でも京丹波町が財政が硬直化しているって、府内でも優秀なほうに、財政はですよ。一般経常収支比率、そんなに悪いほうではないと思っておりますね。

大きいところほど、大きい市やったら100超したりしてるし、少ないところでも京丹波町と同じぐらいのところは1カ所あるだけで、それ以外皆、この一般経常収支比率高いです。

今、合併したまち、与謝野町と京丹波町になりますが、それでも与謝野町のほうが、余り言わんほうがええけどそういう形で、国でもそんなこというたら、もう本当に財政破綻しなくても、公約をね。

ご承知のとおり、起債も大体今70%までは普通交付税措置を受けるということは、150億円ほど仮に地方債残高があつたら30%、4億5,000万円ぐらいが京丹波町が将来にわたって負担せんなんし、105億円については国が負担すると、そういうことが1,000兆円といわれとんですけど、そういうふうにして抑えていきたいと、人件費もいろんな見方がありますので、ラスパイレスとかいろんなことでね、いろいろ職員の皆さんにも協力いただいているということも勘案して、全般考えて、今おっしゃっているような公債費比率を大きい金額にすることが必ずしもよいことだとは考えておりません。

当然、経常収支比率についたって、民間ですと、ご承知のようにこんなに低かったら税金ごっぼり取られるさかいにね。そやさかいに問題があるけど、地方公共団体はそういうことではないので、こういう経費比率を下げるということは、私も好ましいことだという認識であることを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今回の課長のほうから37年度計画によると、経常収支比率は94%というお話でして、過去の数字を拾ってみましたら、22年度が78.5%でかなりこの前もあると思うんですが、前はもう少し高かったと思うんですが、一番低いです。それから、23年度が81.8%、24年度が82.8%、それから25年度はちょっと下がって82.6%、それから26年度が84.6%というように、暫時少しずつ上がって行って、今後10年経ったら、94%。この経常収支比率が94%というのは、このいわゆる投資的経費がほとんど6%しかなくなるわけですから、100億円の予算としたら、6億円ぐらいしかできないということになって、大変な状態になるというふうに私は思うんです。

もっと悪いところもあるとは思いますが、やはりある程度そういう悪くなるのを抑えるために、そういう比率が少しでもよくなるような状態を、もしも今先ほど申し上げたように人件費と物件費だけでも構成比率を26年度と同じように見直してもらったら、7億円見直せるわけですから、そうすると10億円強のそういう投資的資金が出てくるわけですね。そういうことも配慮された計画書をつくらなあかんの違うかなと思います。

また、実質公債費比率につきましても、22年度が17.0%、23年度が15.3%、24年度が14.4%、25年度が14.4%、26年度が14.4%というように、22年度、23年度は改善できましたけども、あと24年度、25年度、26年度はほぼ横ばいの状態です。これが今お話のように18%ということになったら、ちょっと私の認識不足かどうか分かりませんが、18%というのは起債をするのについて、上部団体、京都府とか県にお伺いを出して、承認をしてもらわないと起債を起こせない数字でないかなとこのように

思います。そういう数字を持った状態の10年間の計画というのは、私は非常に疑問を感じています。しかし、今さらこんなことを申し上げても仕方ないんですが、この計画につきましては、さきの定例会の71号議案としまして、私を除く全員の方の賛成で可決されてしまったんです。私が申し上げたいのは、ここまで数字を考えられた上で、こういう検討がされたのかという疑問を持ちますということをお願いして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（野口久之君） これで村山良夫君の一般質問を終わります。

次に、原田寿賀美君の発言を許可します。

原田君。

○8番（原田寿賀美君） 8番、27年第4回定例会におきまして、先に通告をいたしていただきました第3点について一般質問を行います。

初めに、本年は、ご案内のとおり、町が合併して10年の節目を迎えます。この10月に盛大に記念式典が開催をされました。この10年は大きな希望と期待の反面、不安と心配が交差をする複雑な10年であったのではないかなと感じております。

しかし、寺尾町政は合併効果を最大限生かすために、数々の施策を実施されまして、安心・活力・愛のあるまちづくりを掲げ、着々と推進をされてきました。その中で、ある程度、払拭されたのではないかなと思っております。

さらには、京都府を南北に縦断する京都縦貫自動車道路100キロメートルが、7月18日に全線開通をいたしました。また、それと同時に、町内4カ所目になる道の駅「京丹波味夢の里」が開設をされました。

さらには、畑川ダム、丹波広域林道、あるいは林業大学校等々さまざまな事業も実施をされまして、この10年が町の活性化に大きな力となることを期待をいたしまして、一般質問を行います。

まず1点目に27年度におけます予算及び事業の執行状況についてであります。27年度も第3四半期が経過をしつつあります。そこで、予算に基づき、事業等も施行され、間もなく総括、あるいは精算時期だと考えられます。

そこで、次の事項についてお尋ねをいたします。

まず、総務費関係でございますが、地域資源活用推進事業の進捗状況、2点目が森林（もり）の文化創造事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域資源活用推進事業の主なものとして、まず木質バイオマスエ

エネルギー活用による地域熱供給システム導入があります。現在、実施設計業務に入っております。また、これに伴う京丹波町木質バイオマスエネルギー活用推進委員会を2回開催しました。

次に、バイオマス産業都市構想の策定についてであります。本町の豊かな木質資源をはじめ、あらゆるバイオマスの活用を目指した構想づくりに取り組んでおります。11月12日に構想策定委員会の第1回会議を開催し、木質・畜産・食品関係など、11人の皆さんを委員として委嘱し、議論を開始したところであります。

また、地域における森林資源の活用拡大を図る目的として設置しました「京丹波町産木材利用促進事業補助金制度」につきましては、補助金第1号として、上粟野区のバス待合所新築に対して交付決定したところであります。

もう1つ、森の文化創造事業の進捗状況ですけれども、森の文化創造事業の主なものとしては、昨年度から始めました「京丹波町ぬく森のイス贈呈事業」があります。11月末現在で、47人が申請されております。今年度70脚のイスを製作し、2月ごろから順次贈呈する予定としております。

次に、京丹波町産木材を使用した公共施設木質化工事2件です。まず、中央公民館子どもの部屋を木質化し、「木育ひろば」として整備する工事については、今月28日までの工期で施工中であります。さらに、木育ひろば開設に伴い、本棚や木製遊具を配置することとしております。

次に、中央公民館駐車場入口付近の町営バス「京丹波町役場バス停」待合所設置工事については、基礎工事に入りまして、その後、建築工事を発注することとしております。

ということです。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） それでは、続きまして、農林水産業費についてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず1点目、中山間地域等直接支払事業が15年経過をいたしておりますが、その状況についてお尋ねをいたします。

含めていきたいと思っております。

有害鳥獣対策事業の状況、あるいは森林管理事業、林道災害復旧事業、この4点についてお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 中山間地域等直接支払事業につきましては、現在72集落協定書、1

個別協定書の提出があります。その協定内容に基づき、現地確認を行ったところであります。

今後、交付金の支払いに向けて、事務をまず進めております。

有害鳥獣対策ですが、有害鳥獣対策事業につきましては、10月17日に現在の実績であります。有害鳥獣捕獲として、シカ1,335頭、イノシシ327頭、サル6頭、アライグマなど小動物55頭の捕獲実績をいただいております。有害鳥獣被害防止施設設置事業補助金は、22団体、個人2名からの要望があり、そのうち、13団体が事業を完了しております。有害鳥獣施設備品購入につきましては、本年度要望のあった16基について、設置に向けて進めており、間もなく設置できる予定であります。

また、実証資材として、サルに効果の高い柵、おじろ用心棒については、地元で資材の提供を行ったところであります。

新規狩猟者確保に向けた免許取得助成については、5名の活用があったところであります。

次に、森林管理道開設事業ですが、森林管理道開設事業、塩谷長谷線につきましては、8工区、延長560メートルの工事発注に向けて準備を進めております。

もう1つ、林道災害復旧事業ですが、林道の災害復旧事業につきましては、6カ所の災害復旧工事が現在施工中であり、年度内完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 中山間地の件でございますけれども、今年度から保全管理地の管理を徹底してやりなさいという指示があったようでございますけれども、この分につきましては、従来ですと交付対象になっておりましたが、途中からなくなりまして、保全管理地も再復興をして、換地の事業の一環として取り入れるということになりましたが、この分が今後、大変な事業になってこようかと思いますが、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまご質問のありました中山間直接支払事業でございますけれども、ご承知のとおり、本年度から第4期対策がスタートを切ったところでございます。その中でも今、議員のほうからもございましたように、国のほうから一定、保全管理の状態でも管理するものについては、耕起農を行ってくださいという国からの指示があったところでございます。それによりまして、集落においては、なかなか管理のできない部分については、協定の農地に入れるということが難しいところが出てきているのが現在の状況でございますけれども、やはり保全管理という部分、定義の部分でございますが、一定、いつでも耕作ができる状態というようなことも国からの指示でございますので、やはり要綱・要領

等に基づいて、事業のほうは進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 有害駆除の部分ですが、今、詳細に報告いただきまして、駆除結果はかなり効果を上げていただいております。

今回、対象になりましたカワウの件につきまして、どういった形で取り組みをされているか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） カワウの件でございますけれども、やはり内水面漁業の関係、特に和知川漁協なり、由良川漁協の関係で、以前にもご質問を頂戴をいたしておりましたけれども、カワウの被害というのが非常に漁業面では大きな影響を受けているのは承知をしておるところでございます。カワウについても有害鳥獣の対象という形で実施はしておるわけではございますけれども、やはり河川に飛来をしていきますと、なかなか駆除ができないというような状況にもありますし、また周辺の安全対策等を考えましても、なかなか銃器による駆除が難しいというようなことがございまして、現在のところ捕獲実績がないということでございますが、今後も引き続き猟友会等に依頼をするなり、また現在生息地のほうがだんだん変わってきておるような状況でございまして、遠方から飛来するケースもあるというように聞いておりますので、京都府さん等とも協力をして要請なりをしていきたいというように思っております。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 続きまして、森林管理等につきまして、今町長から答弁いただきましたら、500メートルということになっております。当初の計画書を見させていただきますと1,000メートル、これが半分減った原因と、さらに30年をめどに計画されておりますが、これが最終的に完了いたしますと、延長は幾らになるのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのご質問でございますけれども、平成27年度当初計画では1,000メートルというような形で事業のほうを計画をさせていただいたところでございますけれども、事業を円滑に進めるために近年事業が、繰越事業というような形で遅れてきておる部分もございまして。そうした中で今年度につきましては、延長のほうを550メートルという形にさせていただいて、事業のほうを実施をさせていただきたいというよ

うに思っておるところでございます。

最終ですけれども、この塩谷長谷線につきましては、4,549メートル全線開通しますと、現時点では4,549メートルになるというような形で事業のほうを進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 続きまして、土木費に入っていきたいと思います。

まず1点目が、道路新設改良工事は安全に通行確保のために21カ所の新設改良工事が上がっております。この状況についてお尋ねをいたします。

2点目が、住宅改修補助金です。この改修補助金の現在の進捗状況は、どのようになっているかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 予定しておりました、平成27年度道路新設改良事業は、21件のうち既に完了しているものが1件、発注済みが10件、発注準備中が8件、交付金の配当が減額される工事が来年度発注となったものが2件とまずなっております。住宅改修補助金事業ですが、本年度当初予算では550万円を計上していましたが、国の交付金を活用する理由から平成26年度より800万円の予算を繰越し、事業を進めています。

なお、事業の進捗につきましては、11月末時点において、申請件数が79件、交付決定額が530万円となっておりますので、現時点においては平成26年度繰越予算からの支出のみとなっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 道路関係で今報告をいただきました。完成が1件、あと準備中が18件というように理解をしてるんですけども、先にも申し上げましたように第3四半期に入りまして、あと3カ月余りあります。果たしてこの時期に、気候的にも勘案いたしますと大変だなと思うんですが、その1点について一つお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 工事の発注準備中が8件ということで、本年度用地の取得なり補償、あと業務委託のほうを現在進めている路線でございますので、早期の発注を目指しまして今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） では続きまして、水道関係についてお尋ねをいたします。

簡易水道の施設の整備ということでありまして、この状況についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 簡易水道事業、和知地区の統合簡易水道整備工事につきましては、工事契約率80%、進捗率は53%となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 西部簡易水道につきましては、今日合併前から取り組みはされてきて、ちょうど平成26年度で38億円の投資がされております。あと、最終年度が平成28年度とお聞きをいたしております。この間で果たして、当初計画が1年間でできるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） 全体統合簡易水道事業につきましては、平成28年度までの事業ということで、国のほうからもありますので、来年度を最終年度とさせていただいております。残事業があるわけなんです、分母となっておりますのは認可また、事業評価の際に全体事業費として計算させていただいたものでありまして、また当初の計画から変更されておるもの、また工法変更させていただいたものということもありますし、請負残ということもありますので、最終的には予定しております工事を平成28年度に完成したいと思っておりますが、最終の分母に対しましての進捗率が100%になるかという点につきましては、90何%で終わるとか、そういうこともあり得ると思っておりますが、予定しております工事を来年度実施したいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 平成28年度を最終年度とされておりますので、これから予算編成の時期も来ようかと思っております。慎重審査をいただきまして、スムーズに工事が完了することをお願いをしておきたいと思っております。

それでは続きまして、平成26年度におきます繰越明許費の状況についてであります、これは地方自治法等で制定をされておりました、6月18日でも報告をいただきました。これに基づきますと、一般会計で26件、特別会計で2件、総合金額で11億4,000万円

ほどを報告いただいております。その後、その主なものについてお尋ねをしていきたいと思  
います。

まず、総務費の支所財産管理費についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 和知支所財産管理事業の繰越分ですが、5事業のうち4事業が完了し  
ております。残りの和知駅前トイレ整備工事については、12月末完了の予定でございます。  
以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） では、農林水産業費と林業費についてお尋ねをしていきたいと思  
います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農地保全事業につきましては、農林漁業事業関係補助金1件が完了し、  
災害復旧事業補助金9件が完了しております。

暗渠排水工事は3件中2件が完了し、1件の契約事務を進めております。

農林水産業費ですが、森林管理道開設工事、塩谷長谷線につきましては、5工区540メ  
ートル、6工区380メートルがそれぞれ完了しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 続きまして、商工費です。2件お尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、まるごと観光新たな魅力づくり事業についてですが、大きな柱  
の一つであります情報発信の基地整備である、インターチェンジ付近や既存の道の駅などへ  
の観光看板の設置、あるいは町営バスへのラッピング、既存の道の駅へのインターネット環  
境の整備については、現在、業者発注の手続を行うなど事業を推進しているところでありま  
す。

もう一つの観光費の中の観光フードツーリズム事業でございますが、観光素材づくりとし  
て、瑞穂マスターズ農園を拠点とした新規就農の仕組みづくりに取り組んでおりまして、今  
年度新たに11名、16区画の農園の新規申し込みをいただき、合計で16名、24区画の  
利用をいただいているところでございます。手軽に農業を体験できることから新規就農まで  
のサポートの仕組みづくりとして、関係する部署による横断的な体制について、現在協議を  
進めている段階であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 今回、補正予算で計上されておりますが、それは看板と聞いたんですが、この繰越明許費プラスそれでいいのかどうかお尋ねをします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 先ほども町長の答弁にありましたように、新たな魅力づくりのプロジェクト事業の中で、看板の設置というのを入れております。特に箇所につきましては、縦貫道が開通したということでございますので、三つの縦貫のインターの出口付近、そしてまた既存の道の駅に観光の看板を設置する予定にしております。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 次に、土木費、道路橋梁費についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度繰越事業として予定しておりました案件は、全15件発注済みであります。そのうち11件が完了しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） それでは続きまして、災害復旧費、これ4点、もとい3点。農林水産費と農林水産費の林道災害復旧費、公共施設費についてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 災害復旧費、農地・農業施設災害復旧事業につきましては、平成25年災害、大町頭首工、広野水路、谷水路の3件が完了しております。また、平成26年災害につきましては、7件中5件が完了し、2件が公告中であり、早期完成に向けて取り組んでおります。降雹被害を受けた、北部堆肥センター屋根改修工事につきましては、事業完了をしたところであります。

もう一つ災害普及の農林水産費ですが、林業施設災害復旧事業につきましては、単独災害復旧工事箇所、1件が発注済みであり、残り87件につきましては、現在、調査中でありませぬ。

もう一つ災害復旧費で、平成26年度繰越事業として、予定しておりました案件につきましては、全件完了しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○ 8 番（原田寿賀美君） 続きまして、水道事業費。水道施設費の簡易水道事業費の状況について、お尋ねをいたします。

○ 議長（野口久之君） 寺尾町長。

○ 町長（寺尾豊爾君） 平成 26 年度繰越の簡易水道事業につきましては、全て完了いたしました。

以上です。

○ 議長（野口久之君） 原田君。

○ 8 番（原田寿賀美君） じゃあ、続きまして、事故繰越の部分に当たります、一般会計土木費 1 件につきまして、お尋ねをいたします。

○ 議長（野口久之君） 寺尾町長。

○ 町長（寺尾豊爾君） 用地取得費の一部を繰り越しているものなのですが、対象土地に設定されています権利等の抹消手続に時間を要しておりますが、今年度内の予算執行に向けて協議を進めております。

以上でございます。

○ 議長（野口久之君） 原田君。

○ 8 番（原田寿賀美君） これからは、平成 28 年度の予算に向けて、予算編成の時期だと思います。先の町長の方針の中でも、平成 28 年度の当初予算に向けて基礎づくりを固めたというお言葉をいただいておりますので、それに上塗りをしていただいて、予算編成の時期に入りますので、医療福祉の充実、さらには住民に直接関連をいたします日常生活に向けての事業を優先をしていただきたいのと、今ご答弁いただきましたように、繰越に余り頼らない予算編成もしていただきたいと思います。

事情はよくわかるんですけども、やっぱり予算を編成する場合に、事業であれば十分吟味をしていただいて、まず問題になります用地買収、地元の地権者との話し合い等々も十分に煮詰めていただいて、90%見込みのあるものに予算編成をしていただくことをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

2 点目になりますけども、京都府では現在、森林環境税の導入について審議がされております。この部分につきまして、当町にこういった形での協議等があったのか、お尋ねをしたいと思います。

○ 議長（野口久之君） 寺尾町長。

○ 町長（寺尾豊爾君） 京都府独自の森林環境税として検討されております、仮称「京都府豊かな森を育てる府民税」については、これまでの府議会における議論や導入に向けた決議等

を踏まえ、現在、京都府12月定例議会に関連条例案が提案されているところであります。

府内市町村への説明等につきましては、昨年9月に概要説明、また本年7月以降に計3回の説明会等が開催されまして、導入に向けた経過や今後の予定等について説明を受けたところであります。

課税方式としましては、平成28年度から平成32年度までの5年間において、個人府民税均等割に600円を上乗せする超過課税方式により、徴収する案が示されているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 新聞によりますと、一応この納税額は6億8,000万円というようにお聞きいたしております。また、この税金の用途ですけれども、やっぱり交付金制と補助金制という文言も出ております。

私心配するのは、納税者に全て課税がされるということになりますんで、山林等に全く関係のない納税者、このあたりの取り扱いについては、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これは、主に今まで関係ないと思っていらっしゃった方に、森林の利益をこうむってますよということを知ってもらうためにも導入されてます。そういう趣旨で、単に木とかいう意味じゃなしに、我々の生活を森林がしっかりと守ってくれてるということで、等しく600円負担してもらうという趣旨ですので、そのようにご理解いただいたら結構です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） あと、これは府税関係になるんですが、当町にはそういった賦課といますか、課税というのも関係なくなるということでもいいんでしょうか。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） ただいまのご質問でございますけれども、従来から住民税につきましては府民税分、町民税分合わせて町で課税をさせていただき、府民税分につきましては、その分を京都府さんのほうにお送りをさせていただいておると。その中に、さらに600円分が加算されるという理解をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 納税関係はわかりました。それが、6億8,000万円された場合に、京丹波町としてどういう形で交付金、補助金対象がいただけるのか、そのあたりをわかっておれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在の町として情報をいただいておりますけれども、この税につきましては先ほど答弁が町長のほうからございましたように、やはり森林というものが住民、国民に与える影響は非常に重要なものであるというようなことから、この税の部分については、まだ京都府のほうでは検討されておるわけではございますけれども、森林整備であるとか、また木材利用の関係について、利用されていくものというように聞かせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 平成17年に導入されました産業廃棄物税、これについて当町はどのようにかかわっているのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進し、最終処分量の削減を目的とした京都府税です。産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して、産業廃棄物の種類によって定められている重量換算率により得た重量を課税標準として、1トンあたり1,000円が、排出事業者または、中間処理業者に課税されます。その税を一旦、最終処分業者が受け取り、京都府に申告納付することとなっております。

なお、京都府の平成26年度歳入決算額は、6,249万7,000円余りで、その用途は、排出事業者や処理業者等が実施する「産業廃棄物減量化あるいはリサイクル技術開発等」や「リサイクル施設整備」への支援、また、「産業廃棄物処理情報の共有化等の推進」などの環境施策関連事業等に活用されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 今ご答弁いただきまして、主に産業廃棄物を取り扱う事業者、直接のものだというふうに理解したんですが、本町においても美化作業等々環境面での取り組みはされております。担当してます船井衛管あるいは、瑞穂にあります工場ですね。こういったところは、どのような形でかかわっておられるのか、わかればお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 船井衛管は一般廃棄物の取り扱い事業です。これは、京丹波町にたま  
たまあるんですが、産業廃棄物最終処分場があるんですが、これは産業から出た廃棄物とい  
うことです。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） それでは、最後の質問になるわけなんですけれども、少子化に対す  
る適切な教育行政についてということで、お尋ねをしていきたいと思います。

まず、少子化が進行する本町にあっては、近い将来学校運営に危機感が到来すると思いま  
すが、小中一貫校の考えはないのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 小中一貫校の具体的な計画についてであります。これまで全国で  
地域の実情に応じた小中一貫教育の取り組みが進められており、その背景の一つとして少子  
化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性が上げられております。現在本町では、小  
学校・中学校の連携の強化、義務教育9年間を通した系統性・連続性に配慮した取り組みと  
して、町内小・中学校の教員がともに参加する中学校ブロック別研修や小中連携加配等を活  
用した中学校教員による小学校での授業などを行っているところでございます。

地域とともにある学校づくりの観点から、小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係  
者・保護者・地域住民との間において、その方向性や方針を共有して考えていくことが重要  
ですので、今後も継続して研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 私もある機会で和知地区内の小中学校の責任者の方とお話をさせて  
いただく機会がありました。ここで5年、10年先の小中学校を考えたときに、本当に危機  
感を感じておると。現在でも、中学校あたりのクラブ活動等々については、子どもたちが求  
める種目ができないというような悩みも、現に起きておるようでございます。そういった形  
で本当に危機感を感じておられますけれども、教育委員会としてどのように受けとめておら  
れるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（朝子照夫君） それぞれ各小中学校とも少子化によりまして、小規模な学校になっ  
ております。それぞれ学校でいろいろな学習の形態とか、あるいはクラブ活動等も工夫をし  
ていただいております。例えば2つの中学校が1つのチームで大会に参加できるようなと  
ころにもなっております。これも本町だけではなくて、他の市町にもたくさんそういった  
ところがございまして、どことも同じような課題を抱えております。そういった意味で、ク

ラブ等については合同での参加を認めるというふうなことにもなってきています。先ほども少し言わせていただきましたけれども、全国的にもそういった小中一貫教育というのがかなり工夫されておりまして、本町でも京都府内に小中一貫校が施設一体型のものもありますので、教育委員が視察したり、あるいは事務局が視察をしたりということで、そういった将来に渡っての小中一貫教育のあり方について今それぞれの立場で研修したり、あるいは視察をしていろんな情報を収集しているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） ちょっと関連はするんですけども、人口減、少子化に伴いまして、京都府が14年から5年間で2,000人増という目標を持っております。これは、出生をされます人数が1.3人ということになっております。本町の場合、今、京都府の人口ビジョンが15年度にまとめられるということを新聞で見ました。恐らく各市町村へ、その市町村の状況報告がきていると思うんですが、そのあたり、もしわかれば、京丹波町としての目標、取り組みをお聞きをしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議員お尋ねの件につきましては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づくいわゆる地方創生の総合戦略に係ります人口ビジョンのことだというふうに思いますが、京都府におかれましては人口ビジョンにつきましては、自然減、いわゆる死亡、出生の差、減少のほうですね、減少のほうの歯どめを2040年に向けて合計特殊出生率を2.07にすると。最終的に2080年に総人口を225万人にして、幼年人口比率を16.8%にするというビジョンをたてられております。本町におきましては、最終2060年を視野にしておるんですけども、中長期的な展望によりまして、戦略人口につきましては2040年に1万人程度、2060年に8,100人程度を維持していこうという目標をたてております。その中で、合計特殊出生率につきましては、2040年以降に2.07、これは京都府と同じ数値になりますが、維持していこうということにしております。社会動態、転入、転出の分につきましては、徐々に減少から増加のほうに転ずるようにしていきたいということで人口ビジョンを掲げ戦略のほう打ちたてているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） それでは続きまして、幼保一元化に関連する質問を行いたいと思えます。寺尾町長は19年を目標に保育や教育を受けやすい環境づくりのために幼保一元化を目指しているというふうにお聞きをしておりますが、その後審議会等々での審議内容があれ

ばお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年2月12日に子ども・子育て審議会より答申を受けました。町立保育所と幼稚園のあり方については、幼保連携型認定子ども園の方向性を示していただきました。町としましては、2年にわたる慎重審議の上、導き出された答申内容を尊重し、幼保連携型認定子ども園への移行を目標に定めて検討を進めております。本年度につきましては、現場でお子様をお預かりする幼稚園教諭や保育士の交流の場の確保をはじめ、連携強化や情報共有を図ることにより、組織内における地盤強化に努めまして、全ての子どもたちに就学前の教育、保育を一体的に行える体制づくりを進めております。以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 例えば、下山分園が普通に稼働しておったとしまして、現在何名ほどの保育児が確保できているのかをお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 本年度におきましては、下山地域にお住まいのお子様は上豊田保育所に22名、わちエンジェルに5名、合計27名のお子さんが保育所に在籍していらっしゃいます。以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 現在してます条例に基づきまして、園児数が決定とされています。わち保育所では90人、みずほでは100人、上豊田保育所で120人、下山で40人という数字があるんですけど、現時点で現在の保育園、この条例をオーバーしたり減になっているところがあればお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 本年度におきましては、12月1日の時点で上豊田保育所定員122人に対しまして、112名の入所。それから、みずほ保育所につきましては、定員100人に対しまして90名。わちエンジェルにつきましては、定員90名に対しまして52名のお子様が入所していらっしゃいます。以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） それでは、続きまして認定子ども園を設置されるとすれば、その建設位置だとか、具体的な計画案は検討されているのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町、子ども・子育て支援事業計画において幼保連携型認定子ども園へ

の移行を目標に定め、取り組みを進めるとしていることから、計画期間であります平成31年度を目標年度に定め取り組みを進めてまいります。子ども・子育て支援新制度が本年4月1日にスタートし、新制度のもとでの幼保連携型認定子ども園の運営が各自治体で始まったばかりですので、近隣府県における運営実態等を調査する中で、京丹波町としての特色を持った認定子ども園が開設できるよう今後具体的な検討を進めてまいります。以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 以前から亀岡の事件以降問題になっております通学路の危険箇所、本町では70数カ所あるというふうにお聞きをしておりますが、改善状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 通学路の安全確保につきましては、最重要課題として取り組んでおります。平成24年度の調査で通学路危険箇所としてあがってきました77カ所の状況についてであります。本年10月現在において危険箇所77カ所のうち、実施済みが57カ所、未実施が12カ所、実施困難が4カ所、実施不要が4カ所となっております。通学路の安全対策につきましては、平成27年3月に策定しました京丹波町通学路交通安全プログラムの取り組み方針に基づきまして、今後も関係機関との定期的な合同点検や対策の検討等に取り組ましまして、児童、生徒が安心して通学できるように通学路の安全確保を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） 今、詳しく説明いただきました。そこで問題になりますのが、最後の数字ちょっとわかりませんが、4カ所、4カ所とおっしゃいました。この部分は現在通学路として成り立っているのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 最後の実施困難箇所4カ所についてのご質問だと思いますが、これにつきましては歩道設置要望というものがあまして、その近くに既に歩道がありまして、設置が困難という箇所、また車のスピード出し過ぎといういわゆるマナー違反によるというもの、交通マナーの向上によるもの。そして、警察官の常時の立哨という、交差点で常に警察官に立っていてほしいという箇所がありまして、そこにつきましては警察官のほうもできるだけ立っていただくようにはしておるんですが、常時そこに立っていただくことは無理ということで、できる範囲でお願いしているものでございます。以上、実施困難箇所ということとなっております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 原田君。

○8番（原田寿賀美君） これも新聞報道によりますと、京都府警が春、夏、この亀岡の事象を受けて検問をされると、あるいはされたという文言がありました。これを見ますと、年に2回京都府下では25カ所が対象になっているようです。その結果、370件あたりを検挙をしたということが報道されておりました。これが直接京丹波町に該当するかは調査はしておりませんが、やはり現場等々の改修に頼るのでは交通事故の発生は免れないと思います。今後、当然危険箇所の改修は求めますが、ハード整備とともに地域ぐるみで教育委員会が中心になっていただいて、交通安全、運転手のマナー、私も含めてですけど、この盛り上がりがないと何ぼ通学路を改修しても事故は防げないということがわかりました。そういったことを大事にこれから交通安全を重視をしていく。そして特にそういった現場には地域の皆さんにお願いをしたり、あるいは学校現場の職員の皆さんが立ち会ったりしながら無事に通学路の安全を確認をしていきたいということを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで原田寿賀美君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩。2時40分まで。

休憩 午前 2時30分

再開 午前 2時40分

○議長（野口久之君） 引き続き会議を続けます。

次に、鈴木利明君の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 14番議席、鈴木利明でございます。平成27年第4回定例会における一般質問を行います。質問は可能な限り提案型の質問に心がけていきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。私は定例会が終われば、すなわち3カ月に1回議会報告をまとめまして、地域の皆さんに1件1件お届けをしております。地域を回りながら目にとまることは地域社会の疲弊した姿であります。

お年寄りが多い、空き家が多い、留守宅が多い、荒れた農地が多い、網や電気柵で囲まれた田畑がやたらと多い、まさにこれが農村の現実の姿でございます。そして、訪ねた私に対して何かを訴えたい、あるいはまた何かを聞いてほしい、こんな不安げな様子のお年寄りの皆さんに多く会う機会でもございます。これらの実情を政策を語るもの、また行政の身に当たるものがしっかりと直視をしまして、この今日的政治課題に真摯に取り組んでいかなければならない、このことを指摘をして本論に入ります。

その第一は新庁舎の建設についてでございます。まず、この新庁舎の建設について質問を

いたします。本件につきましては、今日まで何回も議員の皆さんから、同僚の議員の皆さんから質問をされました。その都度、町長はいずれ第2次総合計画には折り込まないといけませんですなど、こういう答弁に終始されてまいりました。今日は町長の一步踏み込んだ答弁を期待いたしまして、質問に入ります。新庁舎の建設は本町にとって大変重要な、そして大きな課題であります。私は今や決断すべき時期に至っていると、こう考えています。すなわち、畑川ダム of 竣工から始まりまして、「丹波マーケス」の方向づけ、京都縦貫道の全線開通、さらには先ほどの道の駅「京丹波 味夢の里」のオープンなど、大きな課題は町長を中心にして順次完成を見ました。

加えて、若者たちが世界に羽ばたくアスリートを養成する府関連工事も着々と今、進んでおります。私はこのような状況下にある今、新庁舎の建設の具体的な検討に入る条件は整ったと考えております。子や孫たちに大きな負担を残すべきでないという意見もあることは承知をいたしております。

しかし、現状のまま長く対応することができるのなら、これも一つの選択肢と考えます。しかし、現在の建物は築後56年を経えておりまして、早晚、着手しなければならない現状を見ますときに、今や決断のときと考えます。ここで町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎の建設ですけれど、これまでも何度かご質問をいただいてまいりました。合併特例債使ってしとかんと後で損するのと違うかという趣旨の話もありました。あるいは、防災拠点の中心施設なので早く建てかえたほうがよいというお話もいただきました。

私のほうから第2次総合計画に盛り込んでもらえるでしょうという答弁に終始していたと思います。そういうことがあって合併10周年の節目ということもあって、機運も余り高まっていないとは思いますが、中では関係者の中では高まっているかなと思っています。具体的にそういう話をしたらやっておいたほうがよいということだと思んですが、財源、確かに合併特例債、本当に活用すべきだと思っています。あるいは、第2次総合計画にもきちっと表記されると信じております。そうしたことから、来年度から本当に具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 今、町長から来年度から具体的な検討に入りたいという具体的なお話をいただきました。私の心の中では早くやってほしいという気持ちは燃えたぎっておりますので、あわせてこのことを申し上げて質問を続けたいと思います。現在の庁舎は3棟に分

かれておりまして、まさにつきはぎの状態であります。来庁者には大変わかりにくい配置で  
ございます。言うまでもなく町民庁舎というのは、町民結集のシンボルとなる館であります。  
すなわち、一つには行政の拠点であります。二つには、業務の中核であります。三つには防  
災の司令塔であり、四つには情報発信の基地でもあります。新しいまちづくりを進める中で、  
京丹波町の新時代に向けて、躍進する拠点づくりというのは私は絶対的に必要であると考え  
るものでございます。今、先ほど具体的に検討に入りたいというお話をいただきました。建  
設に当たりましては、場所も選定、分散する組織の統合などを含めてレイアウトをどうする  
のか。先ほど町長がおっしゃった、合併特例債のお話、資金計画など検討課題というのがま  
さに多岐にわたります。同時に、準備には多くの時間を要します。

したがって、私はまずは庁内に担当部署を設置してほしい。そして、委員会組織を立ち上  
げてスタートさせる。そして、庁舎は木造とするなどの基本計画をまとめて、もっと具体的  
に申せば、5年後の完成を目指して具体的な検討に着手すべきと私は考えます。先ほどの町  
長のご答弁を含めまして、私の今までの質問に対して町長のご所見があれば、お伺いをいた  
します。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新庁舎建設に当たりましては、ご指摘のとおり多岐にわたる検討が必  
要であります。

現在その事前準備としまして、実務担当者による調査研究を順次進めつつあるところでご  
ざいます。今後におきましては、来年度からの具体的検討に向けて担当部署の設置と、その  
推進体制を整えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 先ほどのお話と今のお話を考えますときに、推進体制を整えて、そ  
して来年度から具体的な検討に入りたいというお話でありました。新庁舎の完成は私は必ず  
や町の活性化及びひいては多くの経済効果が期待されております。私はこのような大事業、  
責任者たる当事者が計画から完成までをしっかりと見据え、責任を持って事業の完遂に至る  
まで事に当たるべきだというふうに考えます。このことを特に申し添えまして、次の質問に  
移ります。

2つ目は教育行政についてでございます。資料をお手元に用意させていただきましたので、  
ごらんいただいたらうれしゅうございます。教育行政についての質問の第一点は、新しい教  
育委員会制度についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改  
正する法律が4月1日に施行され、新しい教育委員会制度がスタートしました。今回の教育

委員会改革の目的たるは、一つは教育行政における責任体制の明確化を図ること。二つには教育委員会審議の活性化を図ること。三つ目には地域住民を代表する町長との連携強化。この3点に集約されようかと思えます。これをより具体的に申せば、その一つは教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することであり、二つ目には教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図ること。これが二つでございます。三つ目には総合教育会議を設置すること。四つ目には教育に関する大綱を町長が策定すること。この4点に集約されようかと思えます。

そこで、第1点に申しました新教育長につきましては、町長が直接任命をして任期は3年となりますけれども、選任は任期到来より順次新教育長に移行すると定めておりますので、本町は現任のままで、現在新教育長の任命の提案がされているところでございます。

そこで、お尋ねする第1点は総合教育会議についてでございます。総合教育会議は町長と教育委員会が協議の場として設置するものでありますけれども、会議は町長が招集することとなっております。質問いたしますことは、町長はいつこの総合教育会議を招集・設置されたのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、京丹波町総合教育会議設置要綱を平成27年8月1日に施行し、本要綱に基づき、9月24日に第1回総合教育会議を開催したところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 9月24日に会議を開催されたということを承りました。

お尋ねする第2点は、教育に関する大綱の策定についてでございます。

大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針でありますけれども、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整、町長が策定すると定めております。町長は、どのような経過を経て、どのような大綱を策定されたのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町の教育に関する大綱につきましては、第1回総合教育会議におきまして、教育委員会の皆様と協議する中で、平成26年4月に教育委員会において十分な審議の上、策定いただきました京丹波町教育振興基本計画を大綱として位置づけることとし、町ホームページにて公表したところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） ご答弁いただきました教育振興基本計画を流用したと。多くの自治体でもそのような例を見ることをいろんな調査の中でわかったところでございます。

次に、教育長の教育目標について、お尋ねをいたします。

朝子教育長さんには、長きにわたって教員生活のご経験を踏まえ、教育行政の先頭に立って来られました。教育長は、今日まで児童や生徒を育成すべく、どのような方針のもとに教育行政に当たってこられたのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本町の教育は、先ほどもございましたが、平成26年4月に策定をいたしました京丹波町教育振興基本計画を踏まえまして、「学校・家庭・地域総がかりで育む子育てからひとづくり」を基本理念といたしまして、また、目指す子ども像を「元気なあいさつ、明るい笑顔、仲間を大切に未来に向かって進む京丹波っ子」としております。児童生徒に確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった知、徳、体のバランスのとれた力があります「生きる力」の育成に努めていきたいと考えてきました。また、子どもにとって、よりよい教育環境の実現と「地域の子どもは地域で育てる」という認識のもと、地域のつながりや、自然、伝統文化など、さまざまな力を活用しながら社会総がかりで教育を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） ありがとうございます。

次に、三つ目として、竹野小学校の現状と対応について、質問をいたします。

本町の教育体制は、ご案内のとおり小学校5校、中学校3校の体制でございます。この中にありまして、丹波地域には小学校が3校あります。ひかり小学校、下山小学校、竹野小学校であります。この中で、小規模校たる竹野小学校の現状と対応について、お伺いをします。

まず、竹野小学校の児童数と授業体制について、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、竹野小学校の児童数は27名で、授業体制は1年、4年、5年、6年生が単学級、それから、2年、3年生が複式学級、それから特別支援学級が1学級ございまして、計6学級で授業を行っております。

なお、複式学級におきましては、基礎教科では単学級で授業ができる体制をつくっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 児童数が27名、その中で複式学級が2年と3年で、いわば2年と3年で一緒に授業をなさつとると、こういうことであります。1人の先生が2学級を担当して大変負担も多いだろうし、受ける子どもたちも大変な面も多々あると思いますけれども、複式学級においては、学年別に授業をなさる方式と、そして一体で進められる方式もあろうというふうに書籍を調べる中でありましたけれども、いずれにいたしましても、2年と3年が複式学級の授業下にあるということでございます。

そこで、少人数の中で競い合う力、どのようにして醸成されているのかを次にお尋ねをいたします。

多くの児童が競い合って、ともに切磋琢磨して児童は成長していく、その中から他を思いやる心も生まれると。竹野小学校は少人数の中でどのような工夫のもとに競い合う力、心を醸成されているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 竹野小学校は、「かしこく、やさしく、たくましい、若竹っ子」を目指す児童像として、保護者・地域社会から信頼され、児童にとって魅力ある学校づくりに取り組んでおります。少人数の中での競う力は、みんなとともに競走して高まることを目指し、全校マラソンで記録を競い合ったり、低学年・中学年・高学年に分けての取り組みを増やすなど、少人数のメリットを最大限に生かし、また、デメリットを克服する取り組みを実施しております。先日行われました南丹・船井小学校駅伝競走大会では、これまでの取り組みの成果が出たすばらしい成績を上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 次に、竹野小学校の統合について、お尋ねをいたします。

ますます少子化が進む中で、友達も持てない、教育体制も組めない、次なる策として行き着くところが統合であります。

私の母校、明俊小学校も100年余の歴史を閉じて、統合されました。寂しい限りでございます。私は、統合についての選択は地域の皆さんに委ねるのが一番よいのではないかと、このように考えておりますけれども、教育長さんのご所見をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童の教育条件の改善を中心に据えまして、学校教育の目的や目標をより実現するために行うべきものと考えております。

す。地域とともにある学校づくりの観点から、統合については、総合的な見地から分析を行い学校関係者・保護者・地域住民との間において、共通理解を図りながら考えていくことが重要であると考えております。現時点では具体的なことは考えておりませんが、今後の検討課題であると思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 竹野地域の皆さんが、今、教育長のお話がありましたように、地域を挙げて子どもたちを温かく育てておられることは常々よく承知をしております。問題は、子どもたちが成長する過程で、また学校を終えて社会人となったときに、他に負けずに、力いっぱい頑張れるのか、この育成が絶対的に必要であります。

教育は、毎日の積み上げであります。常に子ども本位の思考が大切だ、基本だと、このように考えるものでございます。

私からの教育長さんへの質問は以上でございます。

朝子教育長さんには、任期満了をもって退任なさること、本当に長い間、ご苦労さまでございました。お世話になりました。惜別の念、ひとしおに存じております。どうぞ、御身ご自愛をいただきまして、引き続きまして当町発展のためにお力添えをいただきとうございます。

次に、ふるさと納税について、質問をいたします。

ふるさと納税は、ふるさとを離れ、都会で就職し、納税するけれども、その一部を生まれ故郷に還元できたという考え方から、平成20年より始まった制度でございます。

正式には、ふるさと寄附金という制度でありまして、平成27年より確定申告が不要となった。金額も住民税所得割部分で1割から2割に増額されたと。このように条件が緩和されて、不特定多数から税を集める手段として、今や、まさに大騒ぎの状態でございます。

特に、注目すべきことは、来年度から法人税のふるさと納税制度が創設される方向でございます。まず、たびたび本件に関して議員のほうから質問がございましたけれども、まず、お尋ねする第1点は、本町のふるさと納税の金額と件数をお伺いいたします。

また、本町より他市町村へふるさと納税をされている金額と件数がわかる範囲で教えていただけたらうれしゅうございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年11月末現在における本町へのふるさと納税の申し込み金額ですが1,581万1,000円、申し込み件数は840件となっております。また、住

民税の課税状況調べで把握している平成26年度中に本町から地方公共団体に寄附された金額は18万1,000円、8件となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 1,581万1,000円、840件という多数な成果を上げていただいております中で、ほかへの件数というのは8件しかないということで、うれしゅうございます。

ふるさと納税は、いろいろ言われておりますように、やり方によっては税収が増える。観光客が増える。雇用が増える。移住者も増える。よいことばかり言われておりますけれども、そうそう簡単ではありません。

他方、成功している事例も多くありまして、平成26年ふるさと納税の全国第1位は長崎県の平戸市でございまして、12億8,000万円ほどでございまして。2位は佐賀県の玄海町、3位は北海道の士幌町で、いずれもその額は9億円を超えております。

先ほど町長から本町の他市町へのふるさと納税の実績をお聞きいたしました。18万1,000円、8件ということでございます。

群馬県の太田市では、ふるさと納税を受けたのが1,300万円に対しまして、他へのふるさと納税は2,800万円、実に差し引き1,500万円の赤字という事例もございまして。

そこで、いろいろふるさと納税を調べた中で、私の参考とする資料を得ましたので、お手元に届けておきました。資料2でございまして。これはちょっと簡単に説明しますと、ふるさと納税、長野県の下伊那郡、阿南町の取り組みでございまして、寄附金が1億6,000万円、支出が1億4,000万円、差し引き1,650万1,509円が阿南町の収入になっております。26年の三味実績はまだ集計中ということでありまして、ほぼ2億円には至ろうということでございます。

支出の中で米の仕入れ、精米、発送の経費を引いたものの残りが1,600万円、町に入っておるわけです。そこで、お礼の産品の一つの例を申せば、1万円で20キロの産品の礼があるということで、1斗5升ですか、1斗5升で1万円ということでございます。次に高いのが1万円で15キロでございました。これ1市町村で。ほかは全部10キロということでございます。

それと、もう一つは、阿南米と称してコシヒカリ、あきたこまち、天童乙女のブレンドをやって、阿南米として送っておる。発送は、10キログラムを単位にして、1回2袋までやということで、要するに金額によって、希望によって消費者の皆さんに送っておるというこ

とで、まさに阿南町が米蔵というような対応をしてきておるといことございます。取り扱い作業は法人を二つ設立して、10人で精米とブレンド、それから発送、この二つをやっておるといことございました。

阿南町の考え方は、町内の農家を支援する寄附者と農家をつなぐといことと、発想の転換をなさっておるといふうに承知しました。ここの魅力は、1万円で20キロといことと、米蔵といようなことをして、消費者が欲しいときに米を届けてもらえるといこととであらうかと思ひます。

時間もありませんので、町長はたびたび農の基本は米にありといわれております。阿南町の特徴は今申しましたように、阿南米を中心に町民全体が潤う体制を構築している点であらうかと思ひます。

私は、ふるさと納税はローカル・アベノミクスでありまして、地方創生納税と捉える発想の転換が必要だと思ひます。すなわち、税を町がひとり占めするんでなしに、町の経済が循環する中で、町民みんなが潤う体制をつくっておる、このことが阿南町の特徴であらうといふうに思ひます。町長のご所見がございましたら、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、本町におきましては、町内の道の駅を通じて米・野菜を初めとする町内での生産・製造されたものをふるさと納税の特典として送付しております。

地元特産品を活用することで、生産者の所得向上及び生産・販売意欲の醸成につながっているものと考えております。

今、鈴木議員さんが言わはった、やっぱり主食である米をしっかりと育てていかんと、ほかのことであんまりやっとなつても、豊作、不作とか、いろんなことで非常なダメージを受けることもありますよとい、そういう考え方を持っております。

それにしましても、このふるさと納税を一つの商業的に運用してはるところがあつて、そこが成功しているかのように見えますけれど、私から言つと、こんな大分赤出してはるなといふうに受けとめてます。どこといことはなしですよ。こんなやつたら、とても採算に乗らへんといつか、民間では。役所やから、こんなことできとんやろなといふうに思つてますので、いろいろご提案いただいて、このふるさと納税をしっかりと京丹波町の中で成果が上がるように頑張つていきたいと、そんなことだけ申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 鈴木君。

○14番（鈴木利明君） ありがとうございます。11月30日に、自民党の税務調査会、

自民税調でございますが、来年度から法人のふるさと納税制度を創設する方針を決めました。これは、法人住民税の最大30%を限度とする大変魅力ある制度でございます。しっかりした効果ある対応が必要であると私は考えます。

どうすればよいのか。具体的に申せば、町内にある企業で本町に本社を登記していない企業さん、それから、町外にある企業で本町に関係のある企業などのリストアップをきっちりして、個別に丁寧な要請を行っていくことが効果的だと考えております。

多くは先ほど申しましたように、お礼産品を目当てとする個人ではなくって、法人はまた違った展開が期待できるのではないだろうかというふうに私は考えております。

いずれにいたしましても、ふるさと納税、個人・法人ともに、より積極的な取り組みを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、鈴木利明君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、明日11日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 東まさ子